



第四次墨田区一般廃棄物処理基本計画 中間改定

2026(令和8)年度～2030(令和12)年度



令和8年3月 墨田区

はじめに

墨田区では、令和3年4月に策定した「第四次墨田区一般廃棄物処理基本計画」に基づき、「廃棄物を減量し、循環型社会の実現をめざす」という基本理念のもと、様々な取組を進めてきました。

第四次計画の前期5年間では、2R（リデュース・リユース）を中心とした3R推進・清掃事業を積極的に展開し、食品ロスやプラスチックごみの削減等の施策を進めてきました。特に、令和6年度から開始した墨田区全域におけるプラスチック分別回収は、区民の皆様のご協力により順調に進み、前期計画のごみ減量目標を前倒しで達成することができました。

計画策定から5年が経過し、この間、国際社会では気候変動問題の深刻化や資源の枯渇懸念など、地球規模での環境課題が一層顕在化しています。国においても令和6年に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、従来の3Rの取組に加え、「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への転換が強く打ち出されました。

このような状況を踏まえ、本区では、第四次計画の後期5年間（令和8年度から令和12年度まで）に向けた中間改定を行いました。

今回の改定では、2Rを中心としたごみ減量施策を継続しつつ、食品ロス削減の取組や事業者と連携した再生資源活用施策の展開・拡充など、「多様な資源循環」と「循環経済」の実現に向けた取組をより広範に推進することとしています。

また、ごみ減量目標値を更に高く再設定するとともに、「プラスチック分別協力率」を新たな指標として設定しました。さらに、令和11年度から予定されている墨田清掃工場のリニューアル工事期間における廃棄物処理体制の確立についても、新たな施策として掲げています。

持続可能な循環型社会の形成をさらに加速させていくためには、区民・事業者の皆様と行政が一体となって取り組むことが不可欠です。引き続き、環境に配慮した"ごみを出さないライフスタイル"の実践と、資源を循環させる持続可能な社会づくりに向けて、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画改定にあたり、熱心にご審議いただいた、墨田区資源環境審議会及びすみだ環境共創区民会議の皆様、貴重なご意見をお寄せくださった区民の皆様に厚くお礼申し上げます。



2026（令和8）年3月

墨田区長 山本 亨

目次

CONTENTS

第1章 計画の改定にあたって

1. 計画改定の目的	… 1
2. 計画の基本的事項	… 1
3. 資源循環及び廃棄物処理を取り巻く動向	… 3
4. 墨田区の概況	… 6

第2章 3R推進・清掃事業の現状

1. 資源・ごみ処理の流れ	… 1 1
2. 資源・ごみ量の推移	… 1 3
3. 資源・ごみの排出状況	… 1 5
4. 資源回収システムの現状	… 1 9
5. 資源・ごみ処理に係る経費	… 2 3
6. 計画前期の取組状況	… 2 4

第3章 一般廃棄物処理基本計画

1. 基本理念・基本方針	… 2 7
2. 施策の体系	… 2 8
施策の方向1 区民・事業者・行政の協働による 循環型社会の推進	… 2 9
施策の方向2 2R（リデュース・リユース） によるごみ減量の促進	… 3 1
施策の方向3 多様な資源循環と循環経済 （サーキュラーエコノミー）の推進	… 3 3
施策の方向4 地域全体の行動変容を促す 普及啓発・情報発信の強化	… 3 5
施策の方向5 廃棄物の適正処理の推進	… 3 7
3. 計画指標と目標値	… 3 9
4. 生活排水（し尿等）処理基本計画	… 4 2

資料編

年度別の資源・ごみ量の予測値・目標値	… 4 5
--------------------	-------

【注記】

本計画内の図表に記載されている数値は、端数処理の関係で合計値が一致しない場合があります。あらかじめご了承ください。

第1章

計画の改定にあたって

1. 計画改定の目的

一般廃棄物の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、各自治体が計画を定めて行うこととされています。

区では、平成12年の清掃事業の都から区への移管を受け、同年3月に「墨田区一般廃棄物処理基本計画」を策定し、以降おおむね5・6年ごとに見直しを行ってきました。

令和3年4月に策定した「第四次墨田区一般廃棄物処理基本計画（以下「第四次計画」という。）」では、2R（リデュース・リユース）の取組を中心とした3R推進・清掃事業を展開し、食品ロスやプラスチックごみの削減等の施策を推進してきました。

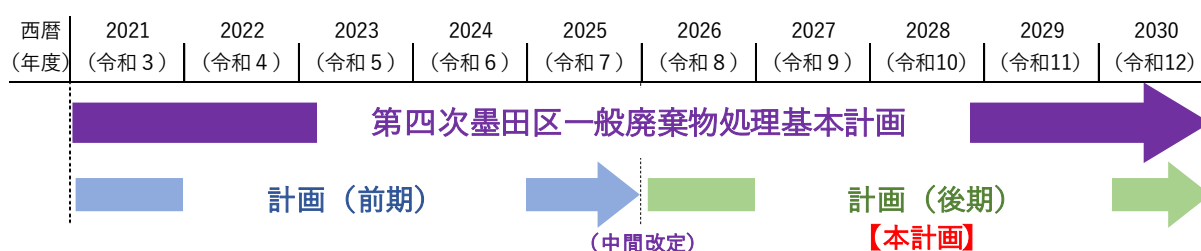
現行の第四次計画策定から5年が経過し、この間、墨田区全域におけるプラスチック分別回収の開始など、計画の前提条件に変更が生じました。そのため、今回の改定では、これらの変化に対応するとともに、国際社会の動向や国・東京都の方針、墨田区基本計画との整合性を図り、持続可能な循環型社会の形成を、より一層確実に推進する計画に改定します。

2. 計画の基本的事項

（1）計画の期間

第四次計画では、計画期間を2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間としています。本計画では、第四次計画の後期に当たる2026（令和8）年度から2030年度までの5年間の計画期間とします。

図表 1-1 計画期間と目標年度

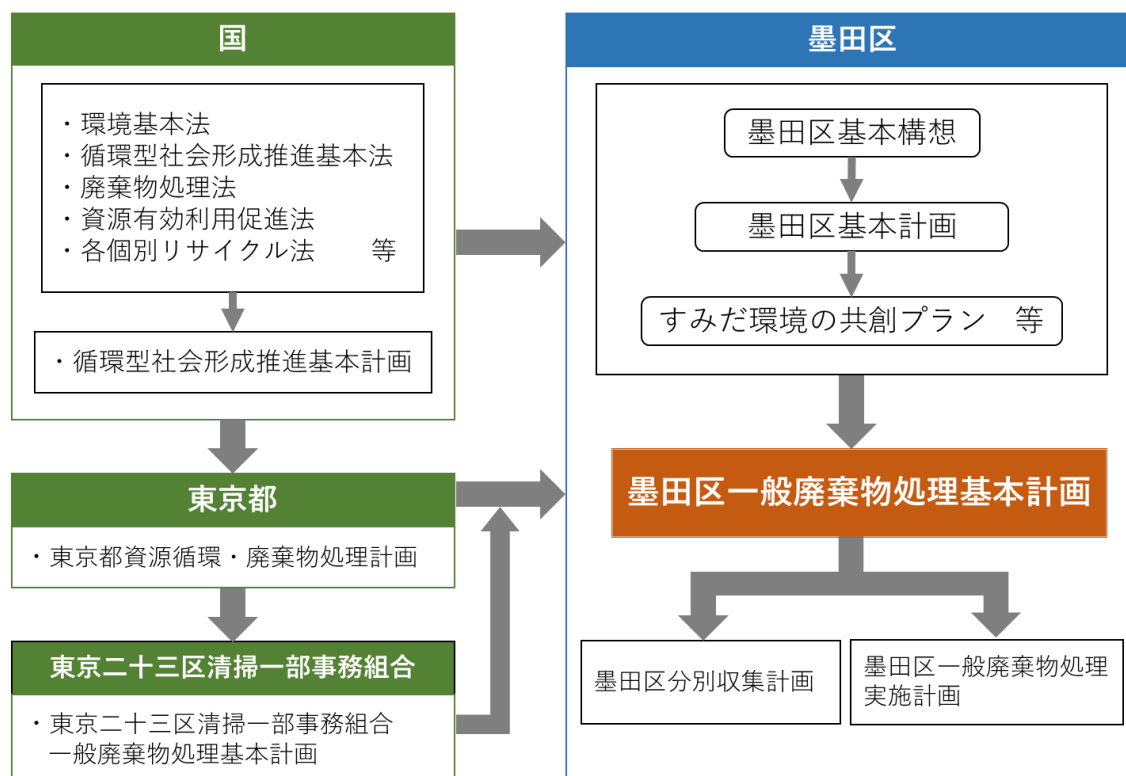


(2) 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、国や都、東京二十三区清掃一部事務組合との関連性を有するとともに、区の長期的な個別計画の一つとして位置付けられます。一般廃棄物処理基本計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的事項を定める「基本計画」と、その基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める「実施計画」があります。

本計画は、このうちの基本計画に該当し、墨田区の一般廃棄物に関する施策の長期的な方向性を示すものです。

図表 1-2 計画の位置付け



3. 資源循環及び廃棄物処理を取り巻く動向

(1) 国際的な動向

SDGs と循環経済を軸とした持続可能な社会に向けた国際的取組

近年、地球規模での環境問題に対する関心の高まりを受け、国際社会全体において持続可能な社会の実現に向けた取組が推進されています。

2015 年に国際連合において採択された SDGs（持続可能な開発目標）では、2030 年までに達成すべき 17 の目標が設定されました。当該目標には、持続可能な生産及び消費、海洋資源の保全等が含まれており、廃棄物処理及び資源循環に関連する目標についても重要視されています。

特に注目すべき課題として、食品ロス及び海洋汚染の問題が挙げられます。食品ロスに関しては、生産から消費に至るまでのサプライチェーン全体における削減が要請されており、各国において対策が講じられています。海洋汚染に関しては、プラスチックごみによる生態系への影響の深刻化に鑑み、国際的な取組が加速化しています。

プラスチック問題への対応としては、欧州を中心に規制の強化が図られています。欧州連合（EU）では、使い捨てプラスチック製品の使用制限やプラスチック包装材のリサイクル義務化等の政策が導入されています。また、一部の国々においては包装税の導入も進展しており、過剰包装の抑制及びリサイクル可能な素材の使用促進が図られています。

これらの取組の基盤となっているのが、循環経済（サーキュラーエコノミー）の概念です。資源の効率的利用及び廃棄物発生最小化を目指す経済システムの構築が、国際的な潮流となっています。

このような国際的な動向は、我が国の廃棄物処理政策にも多大な影響を及ぼしており、地方自治体の一般廃棄物処理基本計画においても、これらの視点を踏まえた施策の展開が求められています。



図表 1-3 SDGs（持続可能な開発目標）における 17 の目標（出典：国際連合広報センター）

(2) 国の動向

循環経済への移行による「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現へ

2024 年 8 月に閣議決定された「第 5 次循環型社会形成推進基本計画」は、循環型社会の形成に向けた新たな国家戦略として位置付けられ、2030 年度までの目標を示しています。

この計画では、従来の 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を超えて、「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を強く打ち出しています。これは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の一方通行型の線型経済から脱却し、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する経済モデルへの転換を意味します。

循環経済への移行は、単に廃棄物問題の解決にとどまらず、気候変動対策や生物多様性の保全、環境汚染の防止など、幅広い社会的課題の解決に寄与するものとされ、さらに、産業競争力の強化や経済安全保障の確保、地方創生の推進にも資するとしています。

また、循環経済の推進が「新たな成長」の実現と「ウェルビーイング/高い生活の質」の達成に向けた重要な要素として位置付けられ、これにより、環境保全と経済成長、そして生活の質の向上の同時達成を目指すこととしています。

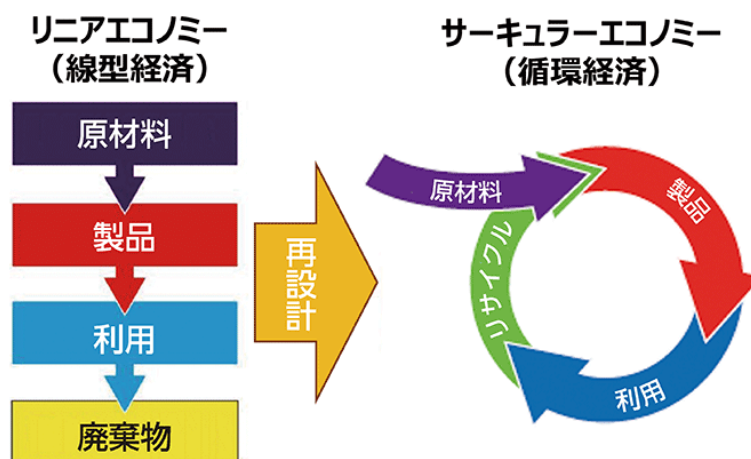
地方自治体においては、この方針を踏まえ、地域の特性を活かしつつ循環経済の考え方を取り入れた施策の立案・実施が求められています。

👉 循環経済（サーキュラーエコノミー）

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄による一方通行型のリニアエコノミー（線型経済）から、資源投入・消費量を抑えて持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する取組が循環経済（サーキュラーエコノミー）です。

循環経済は、従来の 3R（Reduce, Reuse, Recycle）に加えて、再生可能資源の活用を意味する「Renewable」を組み合わせた「3R+Renewable」の概念を基盤としています。これにより、ストックを有効利用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動を実現し、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指すものです。

国の第 5 次循環型社会形成推進基本計画においても、3R+Renewable の考え方を取り入れた循環経済への移行が、重点的な施策として位置付けられています。



図表 1-4 線型経済と循環経済（出典：環境省 HP）

(3) 東京都・東京二十三区清掃一部事務組合の動向

循環型社会へ向けたごみ量削減の加速と墨田清掃工場のリニューアル

東京都は、2050 年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す「ゼロエミッション東京戦略」を推進しており、この取組を更に加速させるため、2025 年 3 月に「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を策定しました。この新戦略では、2035 年までに温室効果ガス排出量を 2000 年比で 60%以上削減するという、新たな目標を設定しています。本戦略の重要な柱の一つとして、「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行」が掲げられており、これを実現するため、「持続可能な資源利用の推進」「プラスチック対策の推進」「食品ロス対策の推進」が示されています。これらの取組は、ゼロカーボン実現に向けて廃棄物側からのアプローチも重要であることを示しており、資源の効率的利用や廃棄物の削減が温室効果ガス排出量の削減に大きく寄与することを強調しています。

また、区の廃棄物処理に直接関わることとして、東京二十三区清掃一部事務組合が管理・運営する墨田清掃工場のリニューアル工事が令和 11 年度から 14 年度にかけて予定されています。リニューアル工事期間中は、墨田清掃工場に燃やすごみ等を搬入できないため、工事期間中の廃棄物処理体制の確立が重要となります。



図表 1-5 墨田清掃工場の外観（令和 7 年時点）

写真提供：東京二十三区清掃一部事務組合

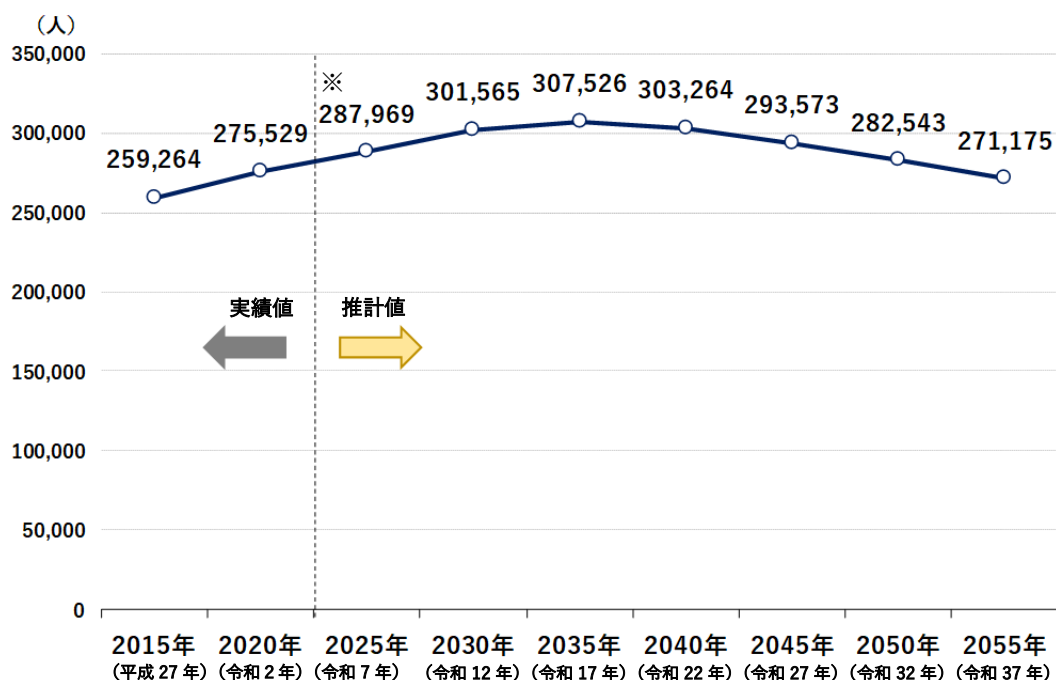
4. 墨田区の概況

区民1人1日あたりのごみや資源の排出量は、生活環境が大きく変化しない限り大きく変動することはないため、区全体の資源とごみの総排出量は、人口増減と密接な関係があると考えられます。そのため、資源・ごみの総排出量の将来予測や、ごみ減量の目標値を適切に設定するためには、墨田区の人口動態を分析し、将来人口を推計する必要があります。

(1) 総人口

区の総人口は、2025（令和7）年4月1日現在で287,766人となっています。国全体で人口減少が進む中、転入超過を要因に今後も人口増加が見込まれており、2035（令和17）年に約307,000人でピークを迎えると推計されています。その後は、社会流入の減少や自然減の影響が強まることにより、人口は減少過程に入ると予測されています。

図表 1-6 人口推移（実績と推計）



※ 表中の数値は令和7年3月時点の実績値と推計値。2025（令和7）年4月1日現在の実績値は287,766人。

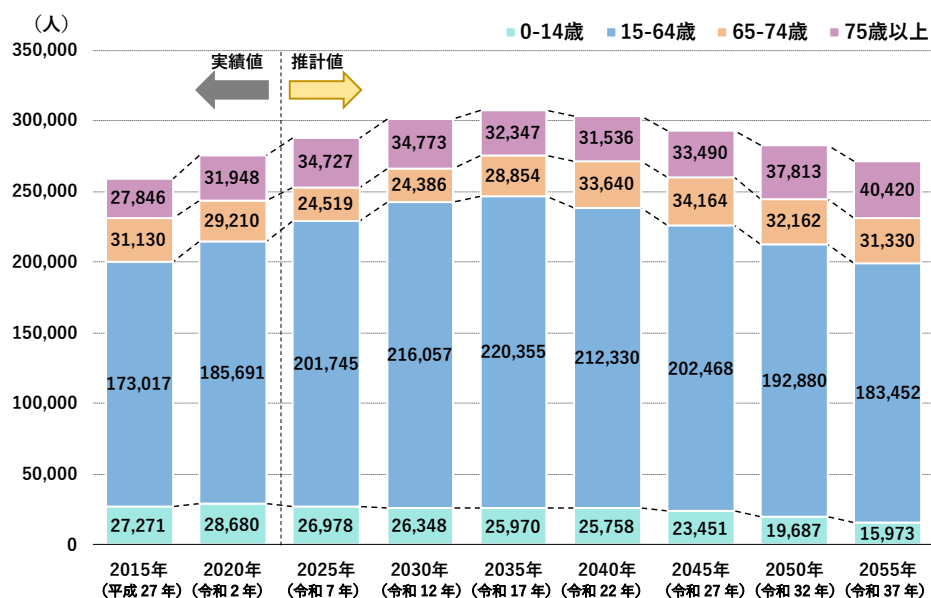
出典）墨田区人口ビジョン（令和7年3月）

(2) 年齢3区分別人口

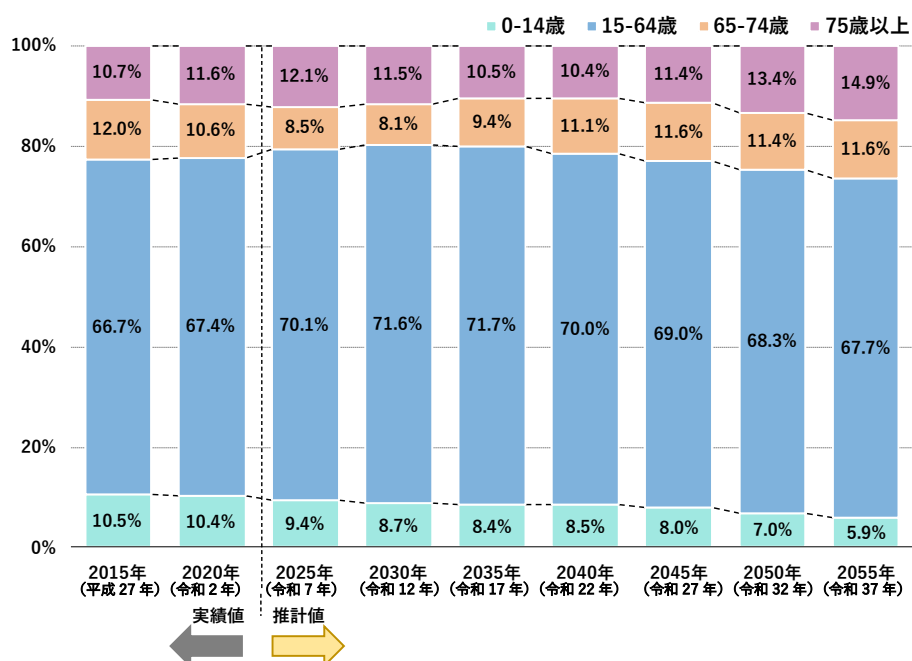
年少人口（0～14歳）は今後一貫して減少する見込みです。生産年齢人口（15～64歳）は、2035（令和17）年前後まで増加し、その後減少していく見込みです。老年人口（65歳以上）は2030（令和12）年まで減少した後に増加に転じる見込みです。

図表 1-7 年齢3区分別人口（実績と推計）

【実数】



【比率】



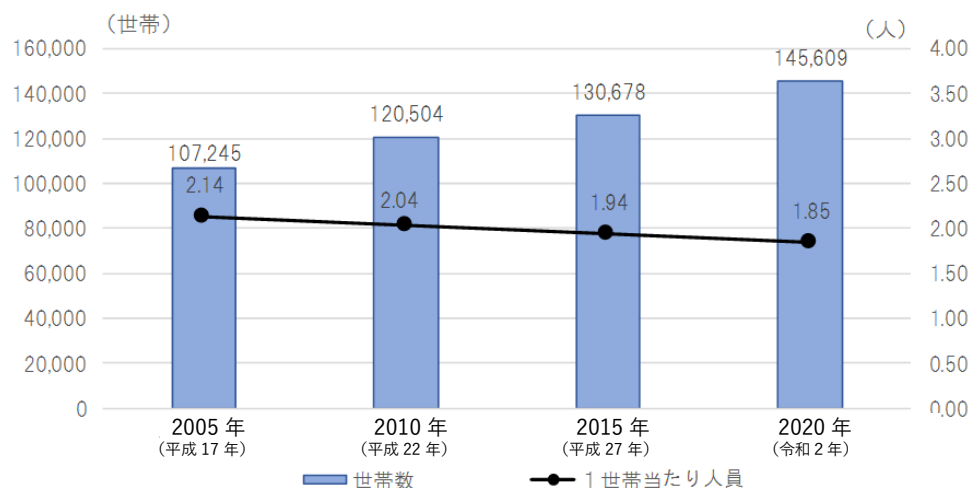
出典) 墨田区人口ビジョン (令和7年3月)

(3) 世帯数・世帯状況

区の世帯数は増加傾向にあります。1世帯あたり人員は減少傾向にあります。

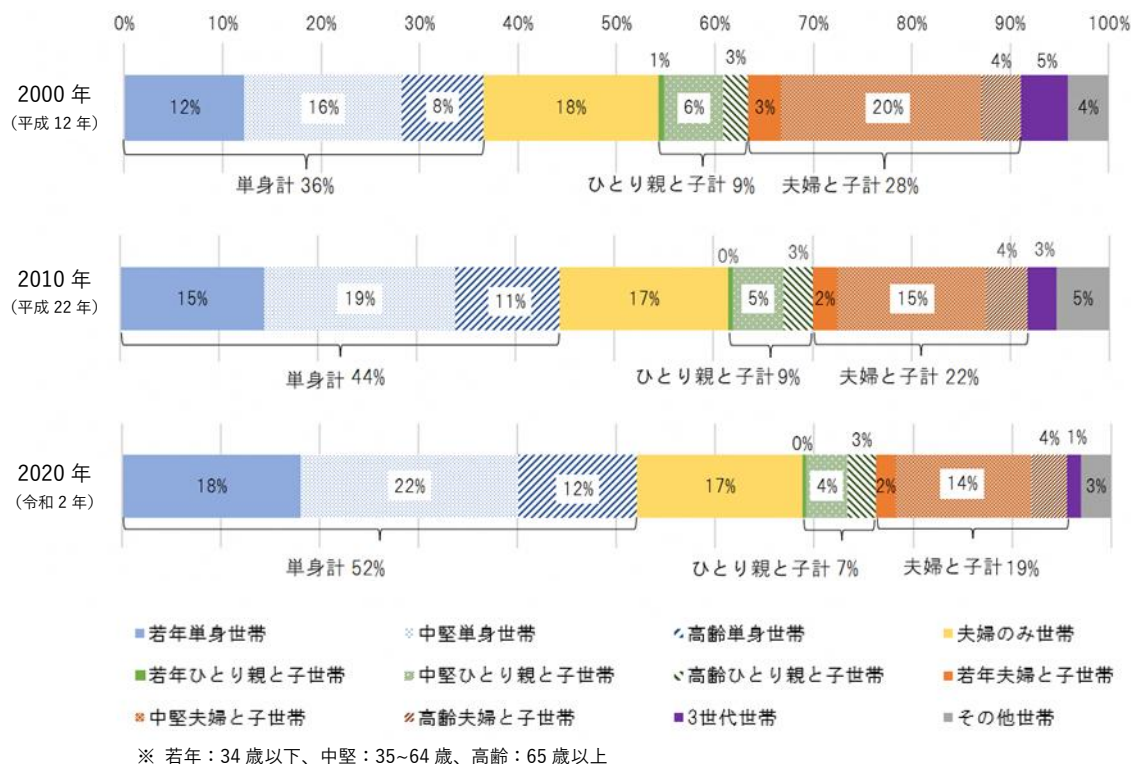
類型別世帯数を見ると、2000（平成12）年から2020（令和2）年の20年間で単身世帯の割合が36%から52%に増加しています。一方、夫婦と子世帯が28%から19%に、3世代世帯も5%から1%に減少しています。

図表 1-8 世帯数、1世帯あたり人員の推移（一般世帯）



出典) 国勢調査 (総務省統計局)

図表 1-9 類型別世帯数の割合の変化（一般世帯）

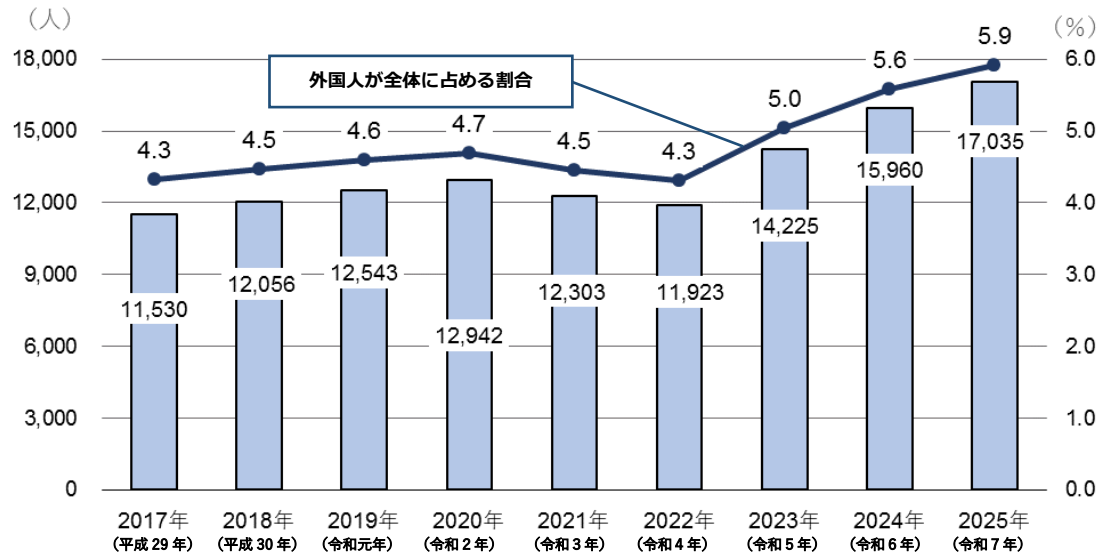


出典) 国勢調査 (総務省統計局)

(4) 外国人

区内在住の外国人人口は、増加傾向にあります。2021（令和3）年から2022（令和4）年にかけて一時的に減少していますが、これは新型コロナウイルス感染症の流行が影響していると考えられ、2023（令和5）年以降は、再び増加傾向に転じています。

図表 1-10 外国人人口の推移

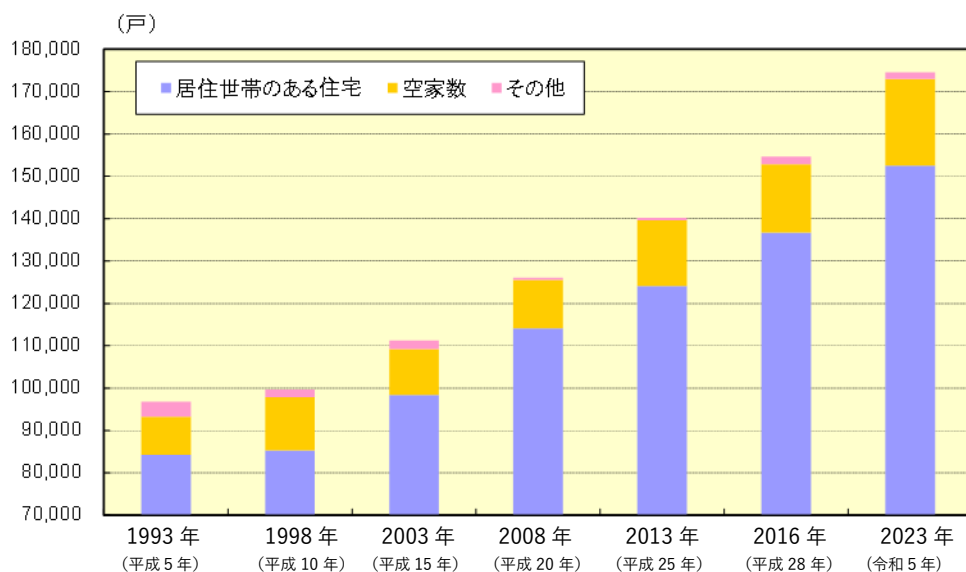


出典）墨田区行政基礎資料集（各年3月31日現在の人口）

(5) 住宅

2023（令和5）年の住宅総数は約175,000戸に達しています。この数字は2003（平成15）年からの20年間で1.6倍に増加しており、2013年（平成25）年からの10年間では約34,000戸の増加が見られます。このように住宅建設が急速に進む一方で、空き家数も増加傾向にあります。

図表 1-11 住宅数の推移



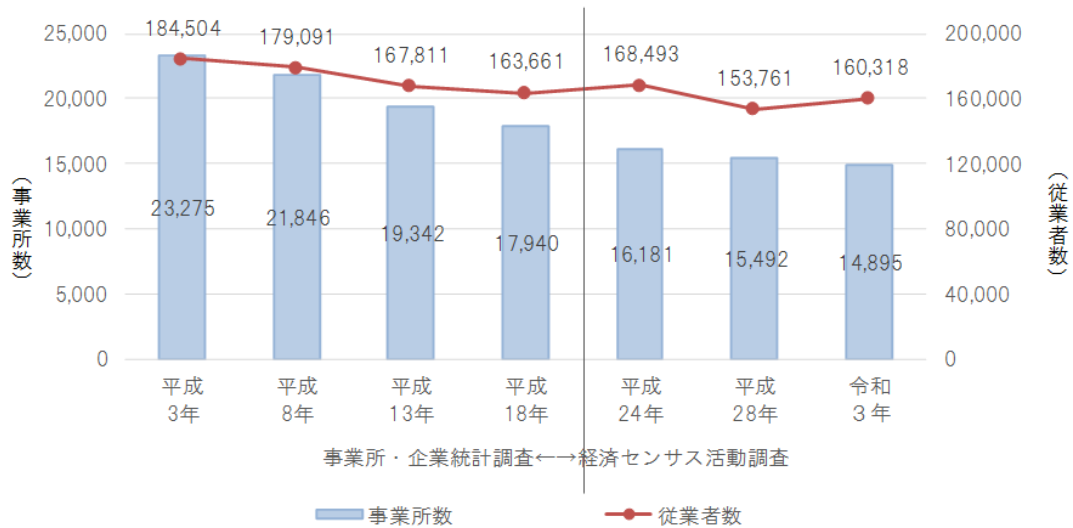
出典）住宅・土地統計調査（総務省統計局）

(6) 産業

区内の事業所数は減少傾向にありますが、従業者数は2021（令和3）年に増加に転じるなど、区内の雇用機会はおおむね維持されていると考えられます。

産業大分類別の従業者数を見ると、卸売業・小売業が最多となっています。近年の動向では、製造業、不動産業・物品賃貸業、宿泊業・飲食サービス業で従業者数が減少した一方、情報通信業、卸売業・小売業、医療・福祉業では顕著な増加が見られます。

図表 1-12 区内事業所数及び従業者数の推移

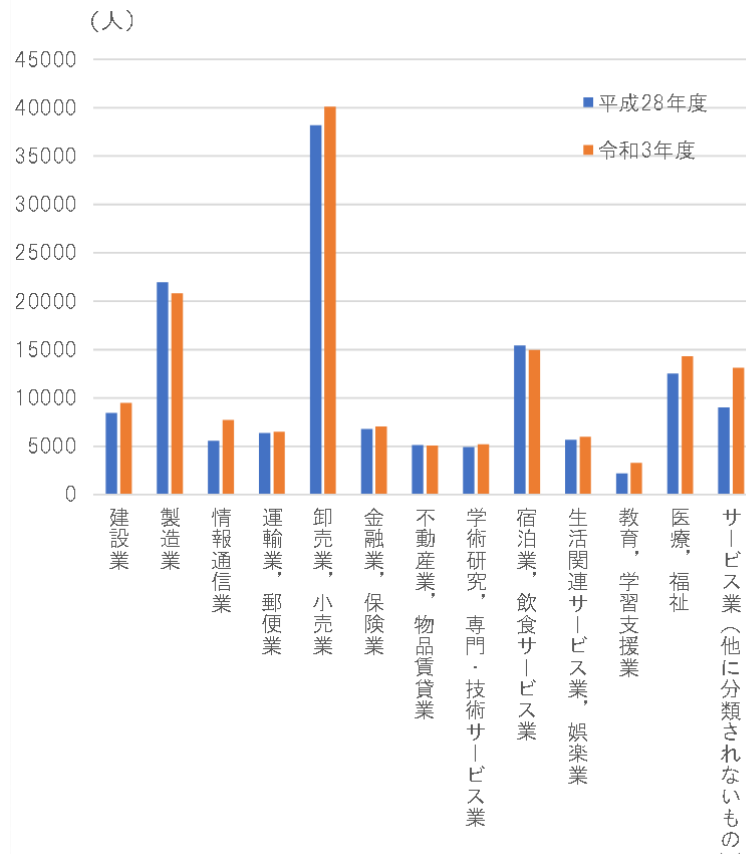


出典）平成18年まで：事業所・企業統計調査

平成24年以降：経済センサス活動調査（総務省統計局）

※事業所・企業統計調査は平成18年調査を最後に、平成21年から経済センサスに統合された。
継続的な統計値を把握するため、平成24年以降は経済センサス活動調査のデータを使用する。

図表 1-13 主な産業大分類別従業者数の推移

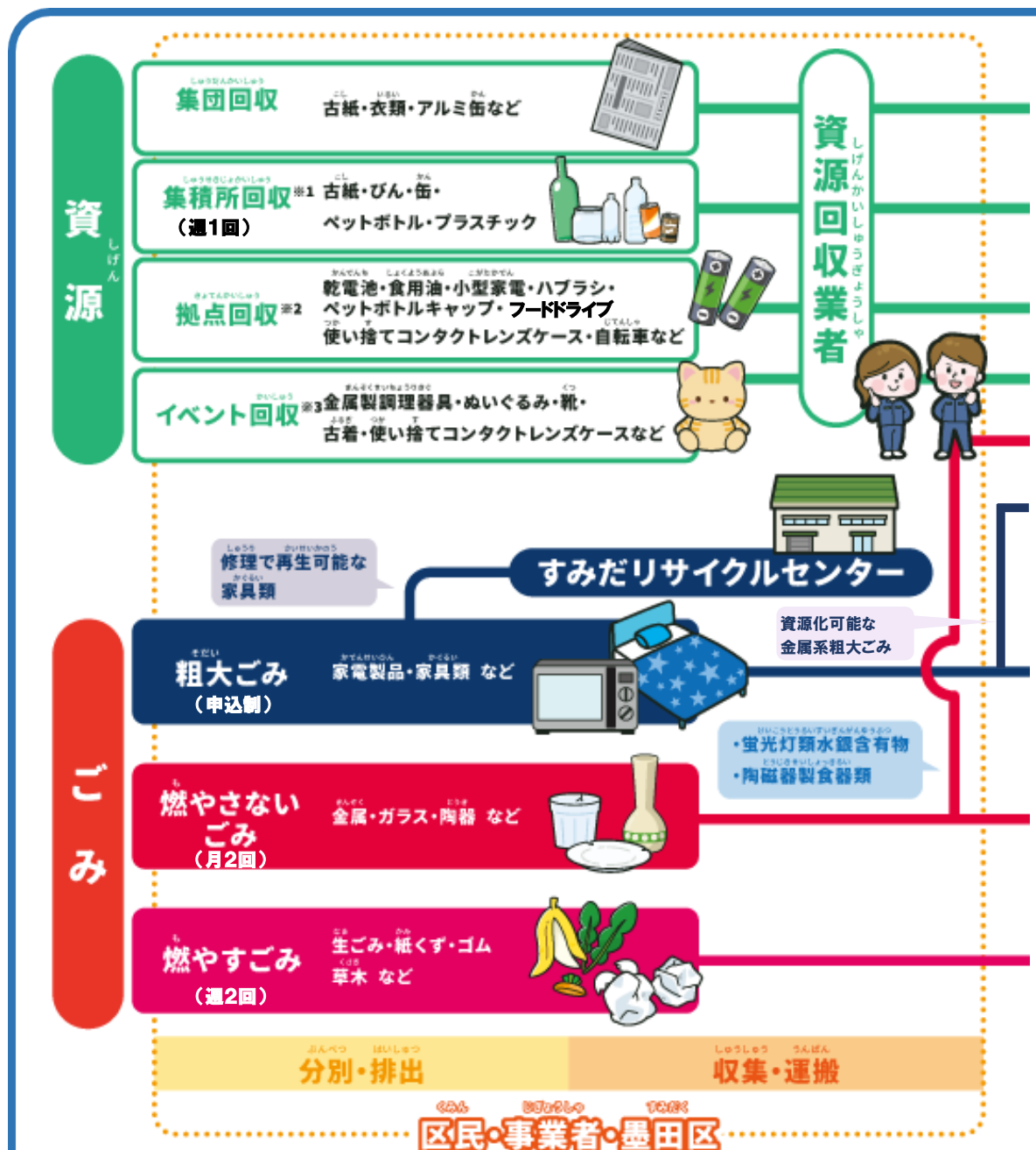


出典）経済センサス活動調査
（総務省統計局）

1. 資源・ごみ処理の流れ

資源回収とごみ収集及びこれらの運搬は、本計画を基本とした「墨田区一般廃棄物処理実施計画」、「墨田区分別収集計画」等に基づき、墨田区（委託事業者を含む）が行っています。以下に、墨田区の資源とごみの処理の流れを示します。

図表 2-1 資源・ごみ処理の流れと運営主体



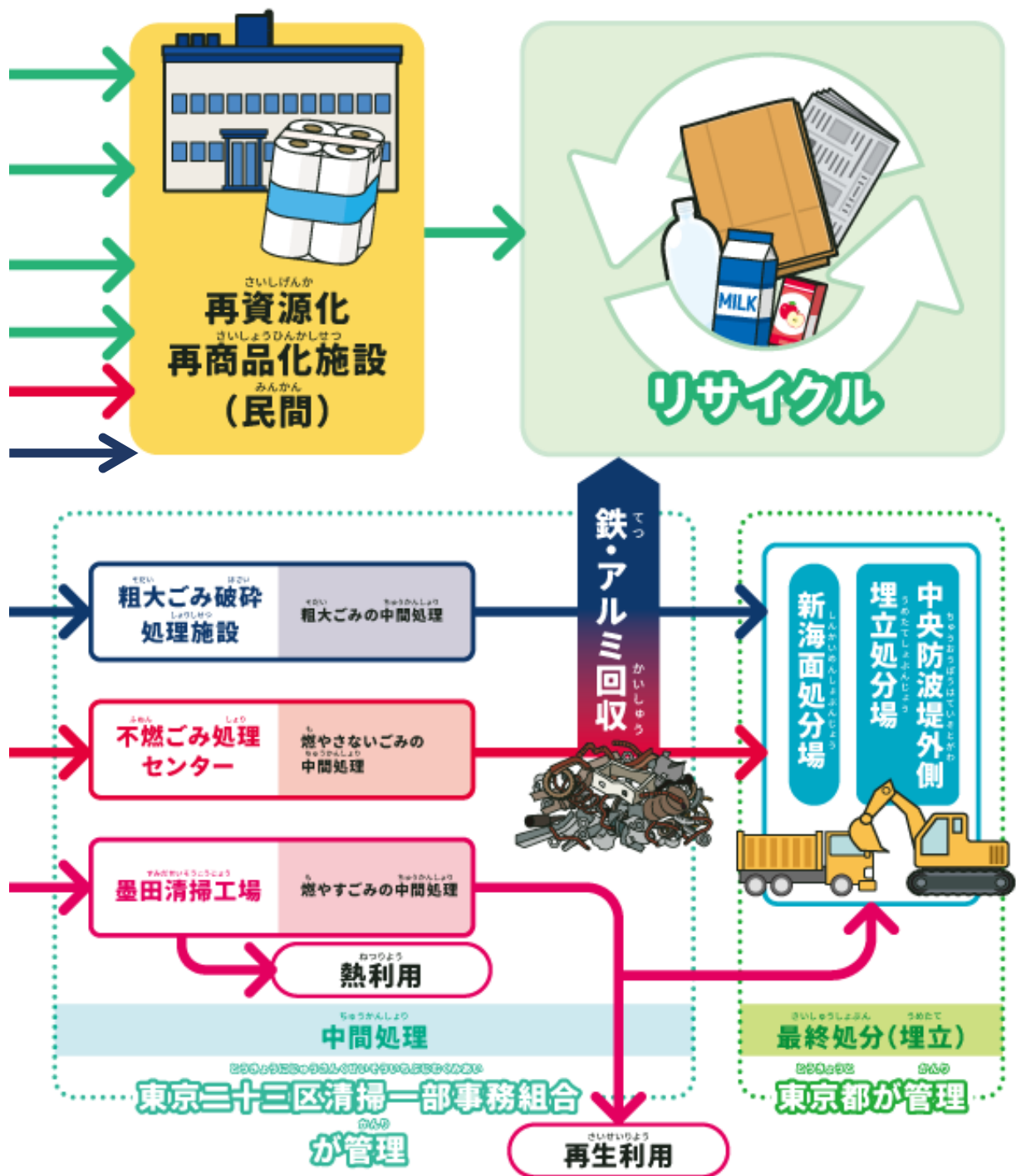
※1 家庭から出るごみを自宅近くの決められた場所に集めて回収する方法

※2 家庭から出るリサイクルできるものを公共施設などに持っていき回収する方法

※3 家庭から出るリサイクルできるものを墨田区内の公園や出張回収所に持っていき回収する方法

◎現行計画策定後（令和３年３月以降）から資源として回収する品目が増えています。

- ・プラスチック資源の分別回収（令和６年４月～）
- ・コンタクトレンズ空ケースの拠点回収（令和６年１０月～）
- ・金属系粗大ごみの再資源化（令和７年４月～）
- ・フードドライブ常設窓口回収（令和４年１２月～）



2. 資源・ごみ量の推移

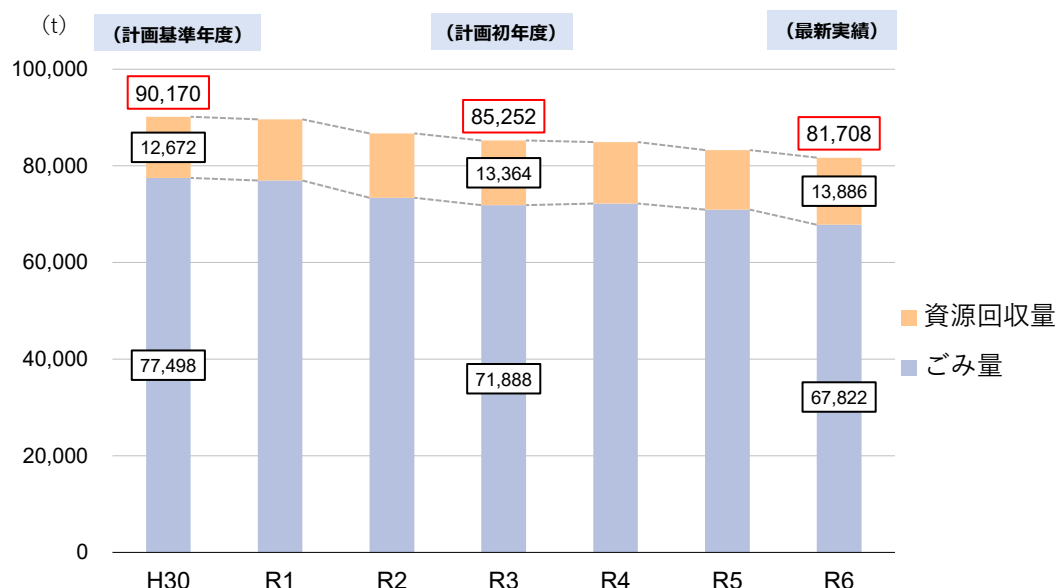
(1) 資源・ごみの総排出量の推移

資源・ごみの年間総排出量は、平成30年度の90,170 tから令和6年度には81,708 tへと減少し、8,462 tの削減を達成しました。内訳を見ると、ごみ量は減少傾向にあり、資源回収量はほぼ横ばいで推移しています。

令和2・3年度にかけては、一物品目で排出量の急増または急減が見られました。これは新型コロナウイルス感染症流行期における外出自粛及び事業活動の抑制等が影響していると推測されます。

最新実績である令和6年度は、前年度と比較してごみ量が大幅に減少し、行政（区）による資源回収量が顕著に増加しています。この変化は、令和6年4月から区内全域でプラスチックの分別回収が開始されたことが主な要因と考えられます。

図表 2-2 資源・ごみの年間総排出量の推移



図表 2-3 資源・ごみの年間総排出量の内訳（抜粋）

(単位：t)

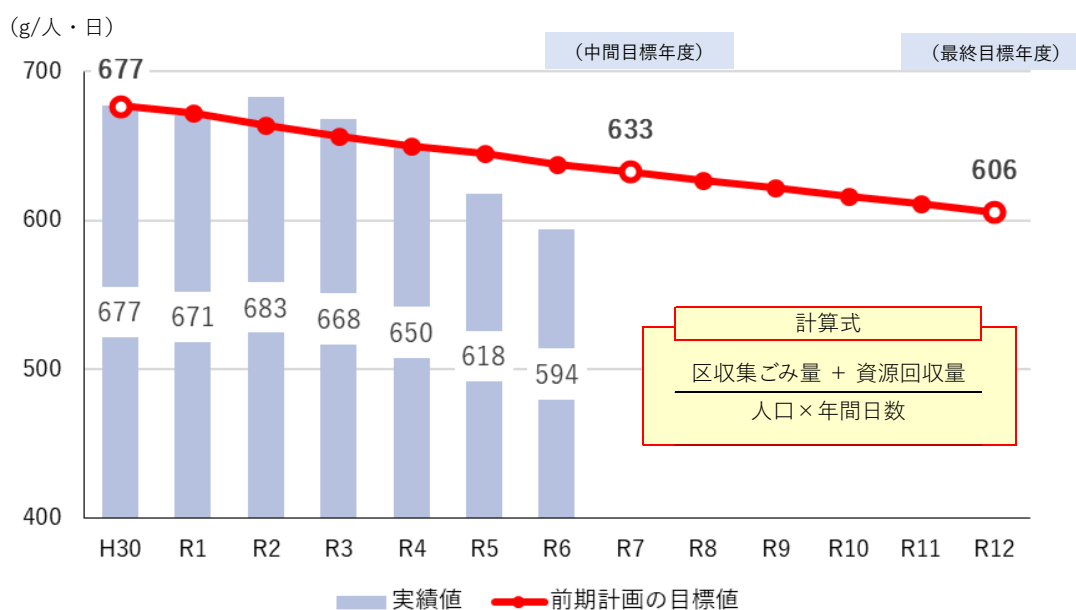
年度			H30 計画基準年度	R3 計画初年度	R6 最新実績	H30→R6 増減傾向
ごみ	燃やすごみ	ア	50,303	49,975	44,427	↓
	燃やさないごみ	イ	1,608	1,401	1,253	↓
	粗大ごみ	ウ	2,098	2,578	2,374	↑ ※一時的急増あり
	区収集ごみ	エ (ア+イ+ウ)	54,009	53,954	48,054	↓
	許可収集・持込ごみ	オ	23,488	17,934	19,768	↓ ※一時的急減あり
	合 計	カ (エ+オ)	77,498	71,888	67,822	↓
資源	行政回収	キ	7,398	9,280	10,645	↑ ※一時的急増あり
	集団回収	ク	5,274	4,084	3,241	↓
	合 計	ケ (キ+ク)	12,672	13,364	13,886	→
ごみ総量			66,681	67,318	61,940	↓
年間総排出量			90,170	85,252	81,708	↓

(2) 区民1人1日あたりのごみ量の推移

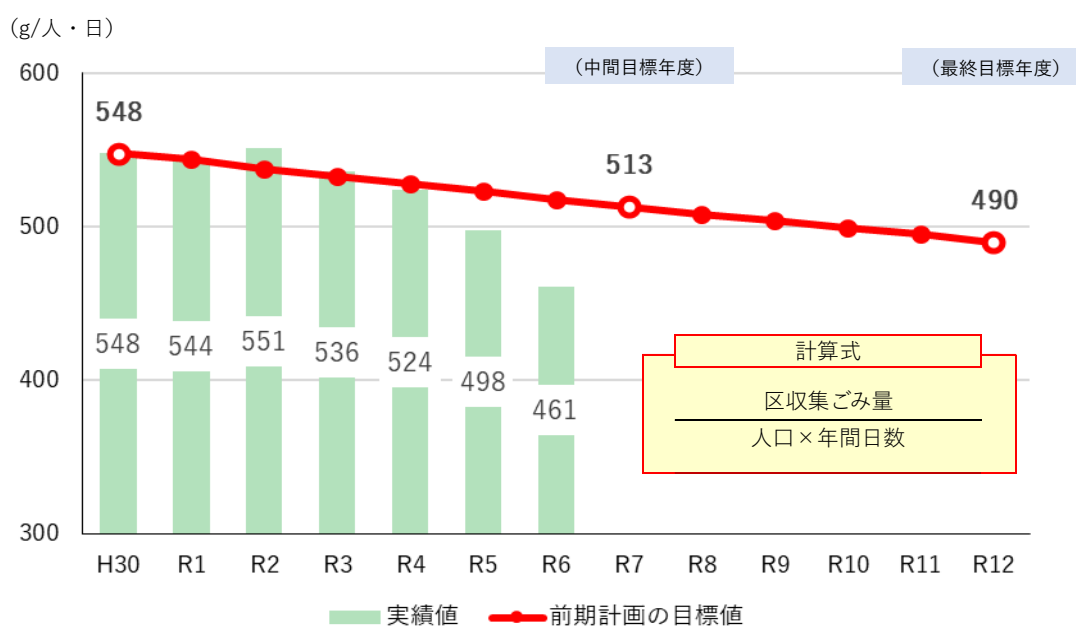
区民1人が1日に排出するごみ総量（参照：図表2-4 計算式）は、平成30年度の677gから令和6年度には594gまで減少し、83gの減量を達成しました。令和6年度の時点で、前期計画における最終目標年度（令和12年度）の目標値である606g（約70g減量）に到達しています。この結果から、資源に分別する前のごみが減量し、2R（リデュース・リユース）が順調に進捗していると考えられます。

区民1人が1日に排出する区収集ごみ量（参照：図表2-5 計算式）は、平成30年度の548gから令和6年度には461gまで減少し、87gの減量を達成しました。ごみ総量と同じく、令和6年度の時点で、前期計画における最終目標年度（令和12年度）の目標値である490g（約60g減量）に到達しています。特に令和6年度は、プラスチック分別収集の開始により、前年度から大幅に減量しています。

図表2-4 区民1人1日あたりごみ総量の推移



図表2-5 区民1人1日あたり区収集ごみ量の推移



3. 資源・ごみの排出状況

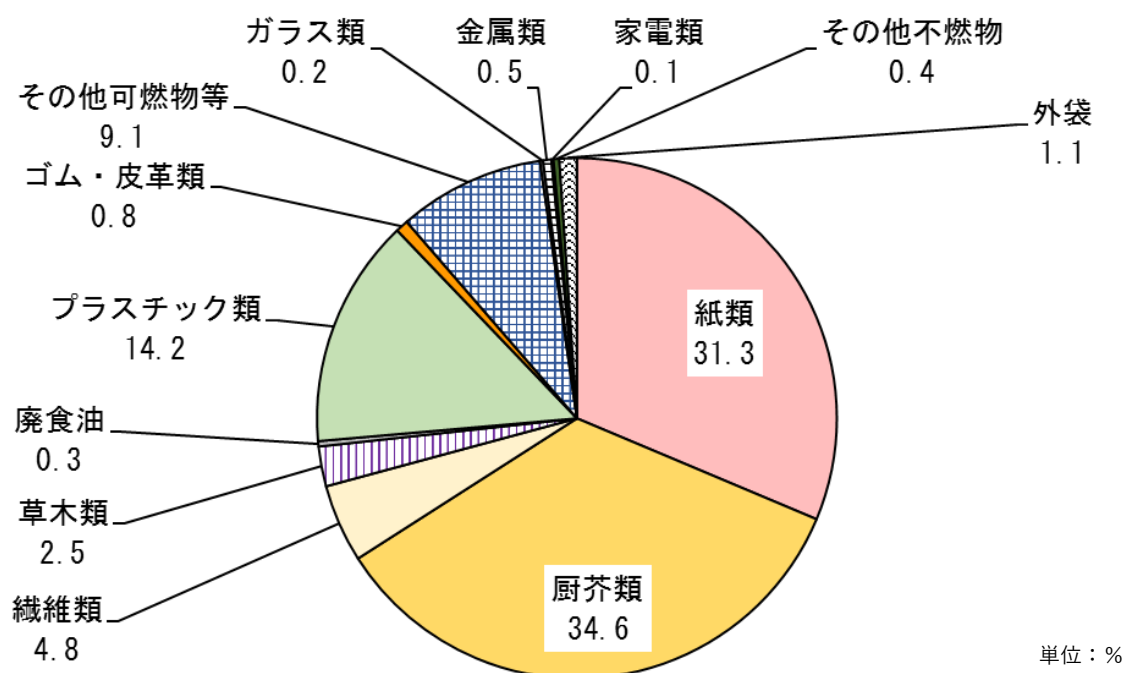
区収集ごみの主要な構成要素である「燃やすごみ」「燃やさないごみ」、そして令和6年4月より新たに分別回収が開始された「プラスチック資源」について、排出状況を分析します。

(1) 燃やすごみ

図表2-3に示すように、燃やすごみは減量傾向にあります。平成30年度の50,303tから令和6年度には44,427tへと、5,876t減少しています。特に令和6年度は前年度（令和5年度：47,716t）と比較して3,289tの大幅な減少となっており、この顕著な減少の主な要因は、令和6年度から開始されたプラスチック分別回収にあると考えられます。

燃やすごみの組成を見ると、全体では厨芥類^{ちゅうかい}（生ごみ等）の占める割合が最も多く34.6%であり、次いで紙類が31.3%、プラスチック類が14.2%となっています。令和元年度調査ではプラスチック類の割合は19.2%でしたが、プラスチック分別回収^{ちゅうかい}の開始により、プラスチック類の割合が顕著に減少しています。なお、厨芥類・紙類・プラスチック類の3分類で全体の約8割を占める構成は、過去の調査からほぼ変わりありません。

図表 2-6 燃やすごみの組成割合



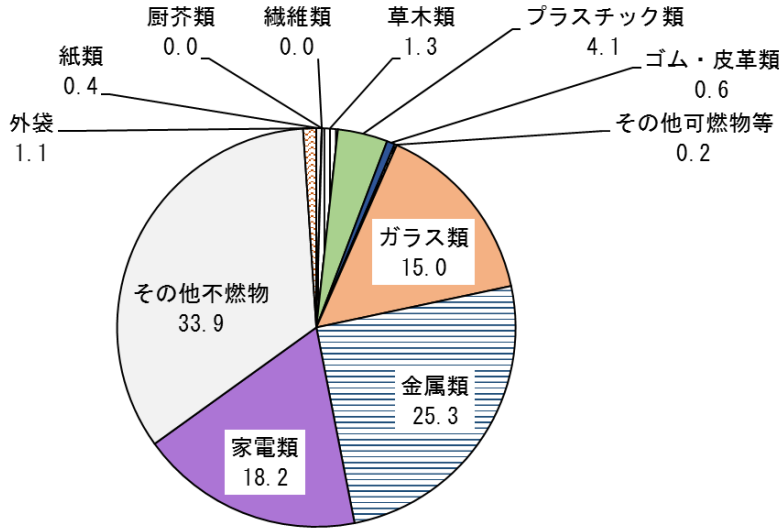
出典）令和7年度 ごみ・資源排出実態調査（墨田区）

(2) 燃やさないごみ

図表 2-3 に示すように、燃やさないごみは減量傾向にあります。平成 30 年度の 1,608 t から令和 6 年度には 1,253 t へと、355 t 減少しています。

燃やさないごみの組成を見ると、全体ではその他不燃物の占める割合が最も多く 33.9% でした。次いで金属類が 25.3%、家電類が 18.2% となっており、この 3 分類で全体の約 7 割を占めています。

図表 2-7 燃やさないごみの組成割合



単位: %

出典) 令和 7 年度 ごみ・資源排出実態調査 (墨田区)

(3) 粗大ごみ

図表 2-3 に示すように、粗大ごみは全体的に増加傾向にあります。平成 30 年度の 2,098 t から令和 6 年度には 2,374 t へと、276 t 増加しています。特に新型コロナウイルス感染症流行期の令和 3 年度には 2,578 t まで急増しました。これは外出自粛等の影響により、家庭での片付けや家具の買い替えが増加したためと考えられます。しかし、令和 6 年度には 2,374 t と、ピーク時からやや減少し、増加ペースは落ち着きを見せています。

粗大ごみの収集個数は、令和元年度から令和 6 年度にかけて 229,088 個から 278,366 個へと 49,278 個増加しました。収集個数上位品目に大きな変化はありませんが、各品目の割合は減少しており、これは粗大ごみ品目の多様化を示唆しています。

また、最多品目のふとんの割合が 11.9% から 9.8% に低下しています。これは区が実施している「羽毛布団のリサイクル事業」の効果と考えられます。令和 7 年度から開始した「金属系粗大ごみの再資源化事業」についても、今後の粗大ごみ排出傾向に影響を与える可能性があります。

図表 2-8 粗大ごみの収集個数上位品目

単位: 個/年

順位	令和元年度			令和 6 年度		
	品目	収集個数	割合	品目	収集個数	割合
1	ふとん	27,220	11.9%	ふとん	27,199	9.8%
2	タンス(高さ90cm未満)	16,864	7.4%	タンス(高さ90cm未満)	17,650	6.3%
3	いす(応接用を除く)	12,153	5.3%	いす(応接用を除く)	14,485	5.2%
4	衣装箱	8,791	3.8%	衣装箱	9,330	3.4%
5	テーブル	8,649	3.8%	敷物	9,303	3.3%
全体収集個数		229,088	100.0%	全体収集個数	278,366	100.0%

(4) プラスチック資源

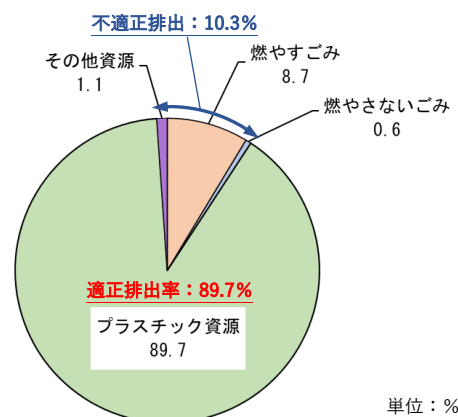
令和6年度から区内全域でプラスチック分別収集を開始しました。この取組の初年度（令和6年度）では2,040tのプラスチック資源を回収しました。従来、燃やすごみとして廃棄されていたプラスチックが資源として回収されるようになったため、この回収量が燃やすごみの減量に直結していると考えられます。

ここでは令和7年度に実施した、ごみ・資源排出実態調査から、プラスチック資源の排出実態を分析します。

ア 適正排出

プラスチック資源の適正排出率は、89.7%となっており、不適正排出として燃やすごみが8.7%、燃やさないごみが0.6%、その他資源（プラスチック素材100%ではない製品プラスチック含む。）が1.1%でした。

令和6年度回収量に換算すると、回収した2,040tのうち、適正排出が1,829t、不適正排出が211tとなります。



図表 2-9 プラスチック資源の適正排出率

イ 組成分析におけるプラスチック類の組成割合

燃やすごみに含まれるプラスチック類の割合は、令和元年度組成分析調査では19.2%でしたが、令和7年度組成分析調査では14.2%へと顕著に低下しました。収集実績量から推計すると、燃やすごみ中のプラスチック類は、令和元年度の約9,708tから令和6年度（令和7年度組成調査結果から算出）には約6,209tへと減少し、約35%の削減を達成しています。

図表 2-10 プラスチック類の組成割合

年度・分別区分 品目		令和元年度調査		令和7年度調査		
		燃やすごみ	燃やさないごみ	燃やすごみ	燃やさないごみ	プラスチック資源
容器包装プラスチック	レジ袋	1.4%	0.7%	1.4%	0.0%	2.8%
	フィルム系	5.0%	0.5%	4.3%	0.0%	26.8%
	PETボトル	0.6%	0.1%	0.7%	0.1%	0.8%
	その他のボトル	0.8%	1.0%	1.4%	0.6%	9.2%
	ボトルのキャップ	0.2%	0.0%	0.1%	0.1%	1.9%
	バック・カップ類	2.2%	0.4%	3.7%	0.1%	30.8%
	食品発泡トレー無色	2.1%	0.3%	0.2%	0.0%	1.3%
	食品発泡トレー有色	0.5%	0.0%	0.1%	0.0%	1.5%
	食品その他トレー	0.1%	0.0%	0.3%	0.0%	1.3%
	その他容器包装プラスチック	0.1%	0.0%	0.7%	0.3%	4.3%
製品プラスチック	プラスチック素材100%	6.2%	4.0%	1.1%	0.7%	8.8%
	その他プラ製品（資源化対象外）			0.2%	2.0%	0.9%
プラスチック類合計（資源化対象外プラ含む）		19.2%	7.0%	14.2%	4.1%	90.5%
プラスチック資源合計（資源化対象プラのみ）				14.0%	1.9%	89.7%

ウ プラスチック資源の分別協力率

図表 2-11 は、プラスチック類の排出構造を示しています。この図表によると、資源化対象となるプラスチック類の総排出量は 8,076 t であり、そのうち、1,829 t がプラスチック資源として適切に排出されていることがわかります。

このデータから算出された分別協力率（資源化対象プラスチックがごみではなく資源として適切に排出される比率）は 22.6% になります。分別協力率の向上は、資源の有効活用とごみの減量化に直結するため、今後はより一層の啓発活動や分別しやすい仕組みづくりが課題となります。

図表 2-11 令和 7 年度組成分析調査に基づく令和 6 年度プラスチック類の排出構造推定結果

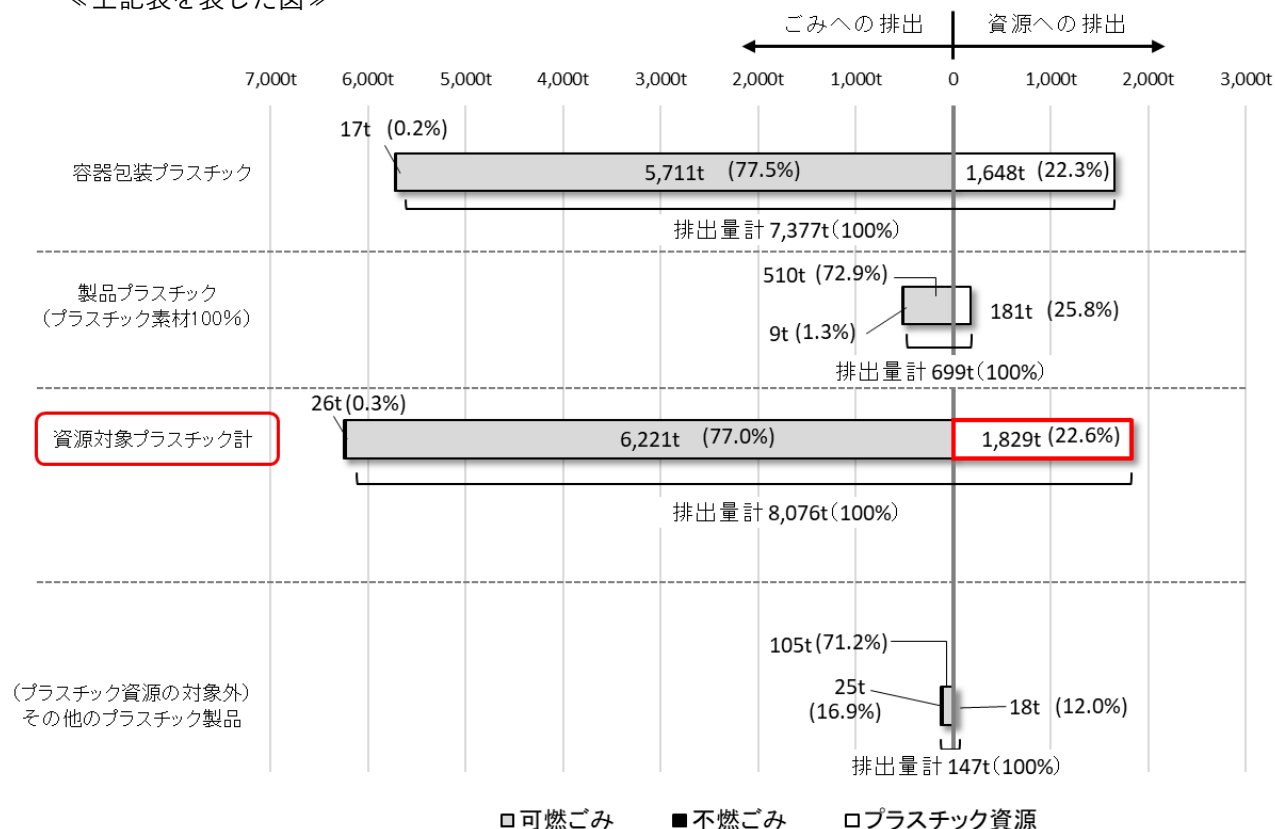
上段：年間排出量、中段：1人1日あたり排出量、下段：構成比（横軸）

品目	排出先	可燃ごみへの排出	不燃ごみへの排出	プラスチック資源への排出	排出量計
容器包装プラスチック		5,711t [54.8g/人日] (77.5%)	17t [0.2g/人日] (0.2%)	1,648t [15.8g/人日] (22.3%)	7,377t [70.7g/人日] (100.0%)
製品プラスチック (プラスチック素材100%)		510t [4.9g/人日] (72.9%)	9t [0.1g/人日] (1.3%)	181t [1.7g/人日] (25.8%)	699t [6.7g/人日] (100.0%)
資源対象プラスチック計		6,221t [59.6g/人日] (77.0%)	26t [0.2g/人日] (0.3%)	1,829t [17.5g/人日] (22.6%)	8,076t [77.4g/人日] (100.0%)
(プラスチック資源の対象外) その他のプラスチック製品		105t [1.0g/人日] (71.2%)	25t [0.2g/人日] (16.9%)	18t [0.2g/人日] (12.0%)	147t [1.4g/人日] (100.0%)

※1人1日あたり排出量は以下の人口、日数から算出

令和6年4月1日住民基本台帳人口:285,784人、令和6年度日数:365日

《上記表を表した図》



4. 資源回収システムの現状

区では、家庭から排出される古紙・びん・缶・ペットボトル・プラスチックなどをごみではなく、貴重な資源として活用するため、包括的な資源回収システムによるリサイクルを推進しています。資源回収システムは、行政回収（集積所回収・拠点回収・イベント回収・選別回収）と集団回収から構成されており、特に、地域コミュニティの主体的な活動である集団回収を中心的な回収方法と位置付け、それを補完する形で行政回収を実施しています。

ここでは、資源の回収方法別に現状を分析します。

（１）集積所回収（行政回収）

集積所での資源回収量は、平成 30 年度の 7,224 t から令和 6 年度には 10,469 t へと大幅に増加しています。この顕著な増加は、令和 6 年度から区内全域で開始されたプラスチック分別回収が主要因となります。以下に、品目別に分析します。

ア 古紙類（新聞・雑誌・段ボール）

段ボールの回収量が顕著に増加しており、H30 年度の 1,645 t から令和 6 年度には 2,841 t と約 1.7 倍増加しています。これはオンラインショッピング等の普及による影響と考えられます。

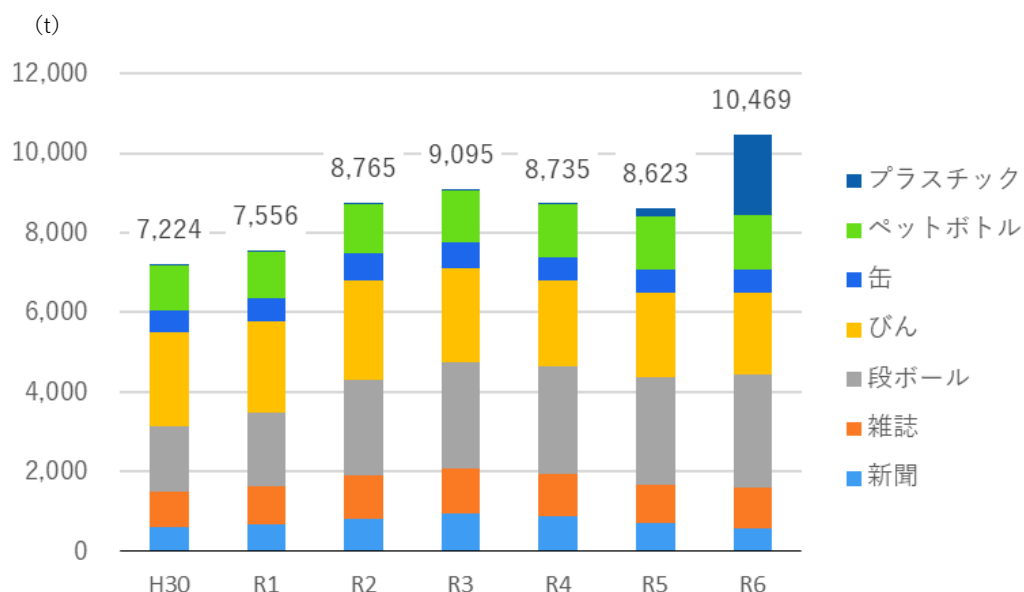
イ 容器包装類（びん・缶・ペットボトル）

びん回収量は緩やかな減少傾向に、缶の回収量は横ばい傾向にあります。ペットボトルの回収量は微増傾向にあり、令和 6 年度からボトル to ボトル事業を開始し、回収されたペットボトルは新たなペットボトル原料として再利用されています。

ウ プラスチック

令和 4 年度までは食品トレイのみをプラスチック資源として回収しており、年間 35 t 前後の回収量でしたが、令和 5 年度のモデル実施（約 3 万世帯を対象に令和 5 年 10 月から開始）を経て、令和 6 年度から区内全域でプラスチック分別回収を開始したことにより、令和 6 年度は 2,040 t と大幅に増加しました。従来燃やすごみとして廃棄されていたプラスチックが資源として回収されるようになったため、この増加量がそのまま燃やすごみの減量につながっています。

図表 2-12 集積所回収による回収量の推移



(2) 拠点回収（行政回収）

拠点での資源回収量は、令和4年度に大幅に減少していますが、これは廃食油の回収量の落ち込みが影響しています。廃食油を除くと全体的に横ばい又は増加傾向にありますが、回収品目数が平成30年度と比較して大幅に増えていることが特徴です。

以下に、品目別に分析します。

ア 電池類（乾電池・小型充電式電池）・小型家電

乾電池の回収量は緩やかに減少しており、小型家電は変動が見られますがほぼ横ばいで推移しています。一方で、リチウムイオン電池やモバイルバッテリーなどの小型充電式電池が急速に普及しており、これらが適切に分別されずに他の資源やごみに混入して排出されることで、全国的に収集車両や処理施設での火災事故が頻発しています。この課題に対応するため、墨田区では令和6年度のプラスチック分別回収開始に合わせて、小型充電式電池の拠点回収を開始しました。さらに、令和7年12月からは、燃やさないごみの日に小型充電式電池の集積所回収を開始しました。

イ 廃食油

廃食油の回収量は令和4年度に大幅に減少し、令和5年度以降も低い水準で推移しています。この急激な減少の原因は不明ですが、同時期に区内の大型商業店舗が独自の回収を開始したことが影響している可能性があります。

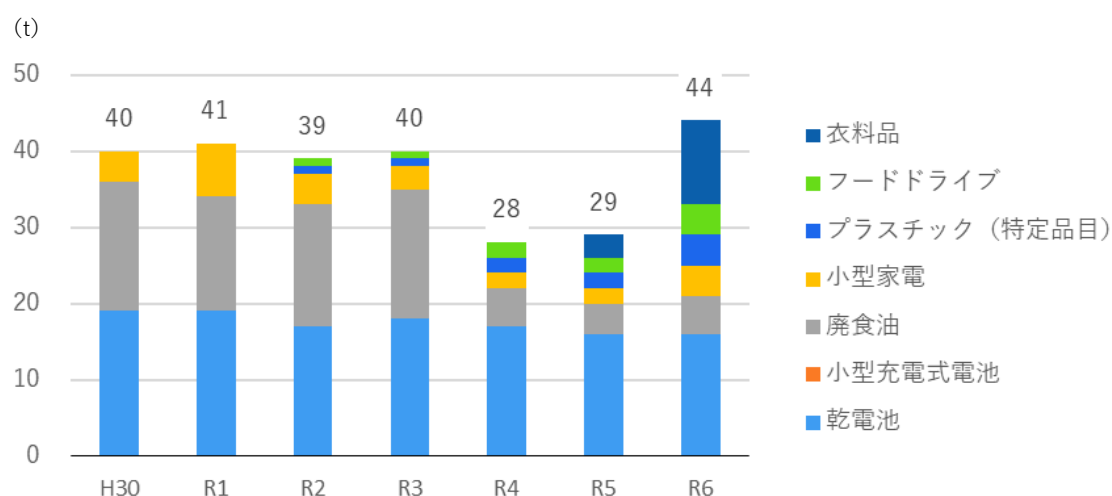
ウ プラスチック（特定品目）

プラスチック資源として、令和2年度からペットボトルキャップとハブラシを、令和6年度からはコンタクトレンズ空ケースの拠点回収を開始しました。これらは軽量素材のため回収量は多くありませんが、プラスチック資源の回収場所を増やすことで、区民にプラスチック分別回収への理解を促進する役割を果たしています。

エ フードドライブ・衣料品

令和6年度から、フードドライブの取組を立川ストックヤードやコンビニエンスストアなどに拡大した結果、回収量が前年度の2倍に増加しました。衣料品については、令和5年度から立川リサイクルストックヤードでの回収を開始し、令和6年度のフードドライブ拡大に伴い回収量も大幅に増加しています。さらに、令和7年度には回収場所を拡大し、衣料品に加えて雑貨類の回収も開始しました。

図表 2-13 拠点回収による回収量の推移



(3) イベント回収（行政回収）

イベント等での資源回収量は、平成 30 年度から令和 6 年度にかけて着実に増加しています。この増加傾向の主要因は、全体の約 80%を占める布類（古着・靴・ぬいぐるみ等含む）の回収量の伸びです。以下、品目別に分析します。

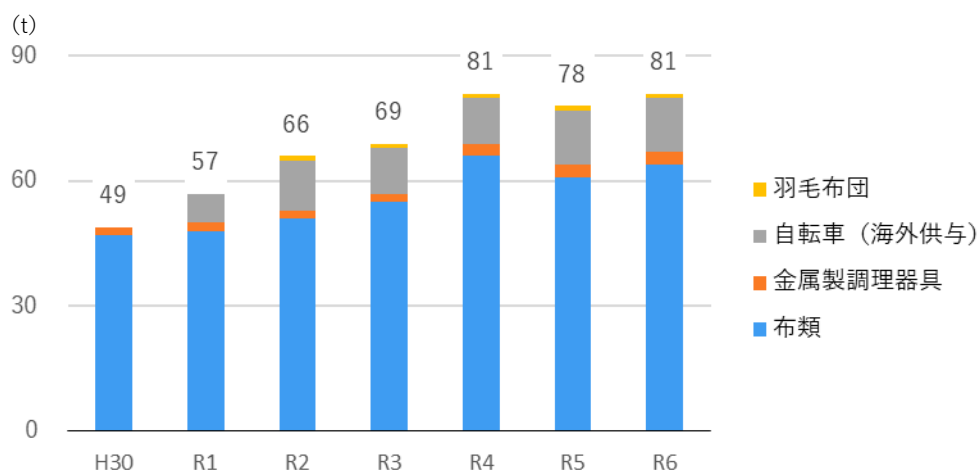
ア 布類（古着・靴・ぬいぐるみ等）・金属製調理器具

布類（古着・靴・ぬいぐるみ等含む。）の回収量は、平成 30 年度の 47 t から令和 6 年度には 64 t まで増加しました。これは全体の約 79%を占め、イベント回収の主要項目となっています。金属製調理器具は、少量ながら安定した回収量を維持しています。

イ 自転車（海外供与）・羽毛布団

自転車（海外供与）については、令和元年度から 31 日を「サイクルの日」として回収イベントを開始し、令和 2 年度に 12 t のピークを記録した後も、安定して 11 t ～ 12 t 程度の回収量を維持しています。これらの回収された自転車は、海外に供与され、現地の人々の生活向上や移動手段の確保に貢献しています。同日に回収している羽毛布団についても、安定した回収量を維持しています。

図表 2-14 イベント回収による回収量の推移

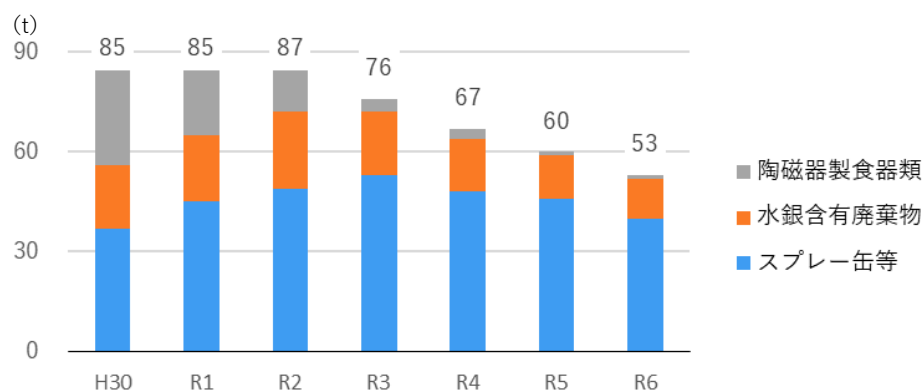


(4) 選別回収（行政回収）

燃やさないごみから資源化品目を選別回収する取組は、平成 29 年度から本格実施されています。近年、処理施設での安全性向上が重要課題となり、スプレー缶や水銀を含む蛍光灯などの禁忌品の選別回収に注力しています。区職員がこの選別作業を行っており、禁忌品の適切な処理を重視しています。

陶磁器製食器類の回収量が近年減少していますが、これは、新型コロナウイルス感染症への対応やプラスチック分別回収の開始などの新たな業務により、既存の陶磁器製食器類の選別作業にかかる時間や人員配置に制約が生じていることが要因です。

図表 2-15 選別回収による回収量の推移



(5) 集団回収

集団回収登録団体数は平成30年度の406団体から令和3～4年度に412団体とわずかに増加した後、令和6年度には408団体と微減しており、比較的安定した状態を維持しています。

一方、総回収量は平成30年度の5,274 t から令和6年度には3,241 t へと約39%減少しており、一貫した減少傾向が見られます。団体数がほぼ横ばいであるのに対し、回収量は大幅に減少していることから、1団体あたりの回収効率が低下していることが課題として浮かび上がります。

この背景には、高齢化による担い手不足などの地域社会の構造的変化に加え、デジタル化や消費行動の変化、代替回収ルートの特多様化などの社会的要因が影響していると考えられます。

以下、品目別に分析します。

ア 古紙類（新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック）

古紙類の回収量は減少傾向にあり、特に新聞と雑誌の回収量の落ち込みが顕著に見られます。新聞の回収量については平成30年度の2,621 t から令和6年度には1,205 t となり、回収量が半分以下まで減少しています。これはデジタル化の進展による紙媒体の需要減少を反映していると考えられます。

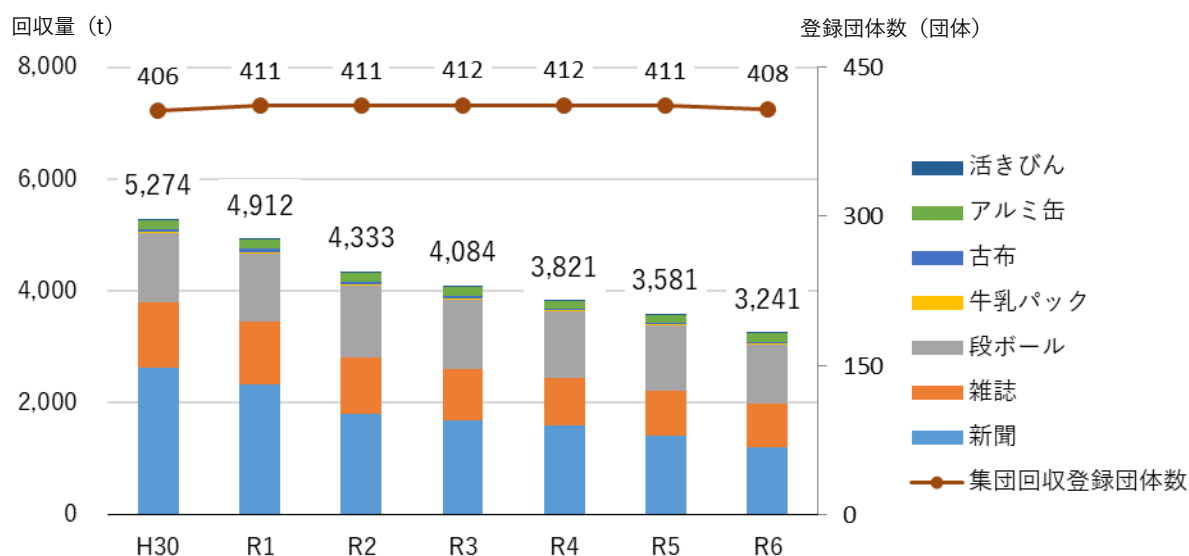
イ 牛乳パック・古布

牛乳パック・古布については、いずれも回収量が少ないものの、継続的な減少傾向が見られます。これらの品目は、民間回収ルートの多様化や消費行動の変化（例：紙パック飲料からペットボトル飲料による消費シフト）による影響を受けていると考えられます。

ウ アルミ缶・活きびん（再使用可能なびん）

アルミ缶・活きびん（再使用可能なびん）については、異なる回収量の規模ながら、両者とも減少傾向が見られます。これらの品目は、飲料容器の特多様化やワンウェイ容器の普及などの影響を受けていると考えられます。

図表 2-16 集団回収における登録団体数と回収量の推移

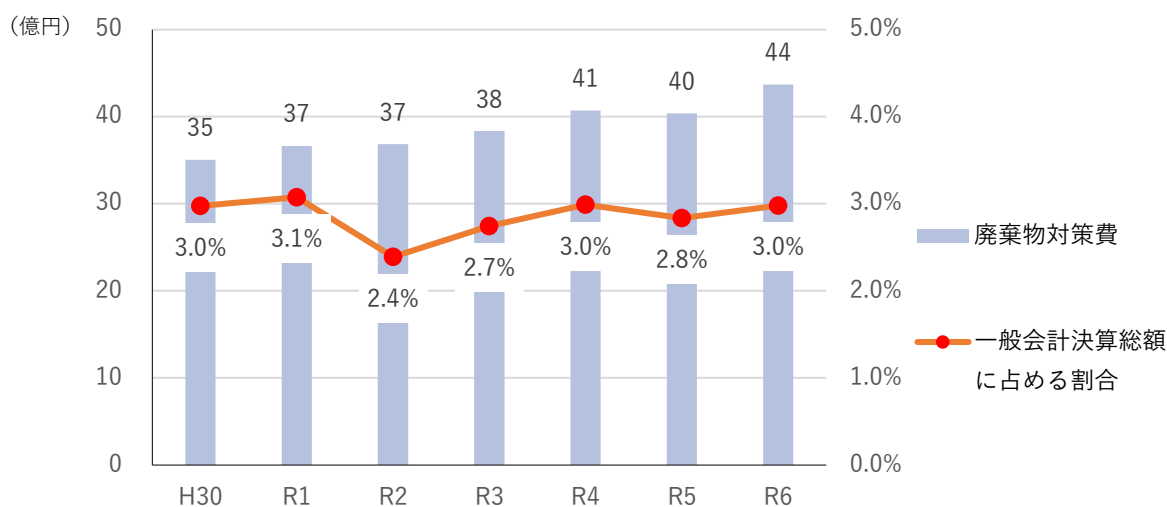


5. 資源・ごみ処理に係る経費

(1) 廃棄物対策費

廃棄物対策費の総額は、3R推進・清掃事業の各種施策の推進や物価上昇等の社会情勢を要因に増加傾向にあります。特に、令和6年度はプラスチック分別回収が区内全域で開始されたことから、前年度比で大きく増加しています。一般会計の決算総額に占める廃棄物対策費の割合は、新型コロナウイルス感染症流行期（令和2年度から令和3年度）を除き、おおむね3%前後で推移しています。

図表 2-17 廃棄物対策費の推移

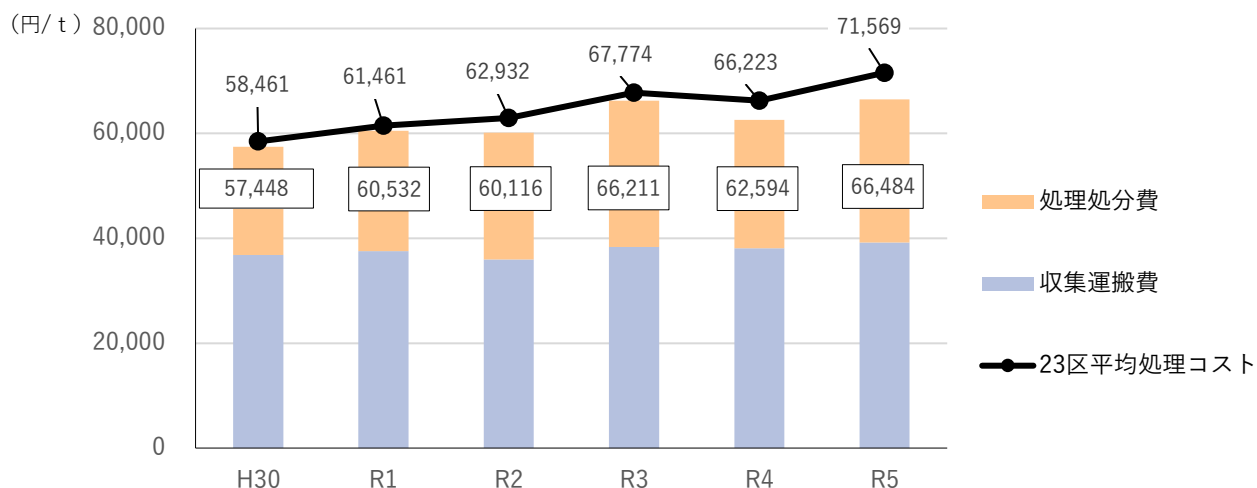


(2) ごみ処理コスト

区のごみ処理コストは、収集運搬費（人件費、物件費、減価償却費等を含む）と処理処分経費※で構成されています。処理処分は特別区共同で行っているため、経費は23区で同額となっています。一方、収集運搬費については、各区によってごみ処理施策が異なるため、区ごとに差異が生じています。近年の推移を見ると、本区の収集運搬費を含むごみ処理コスト全体は、23区平均と比較して同程度か若干低い水準で推移しています。

※処理処分経費：東京二十三区清掃一部事務組合及び東京都が処理処分するごみの総コストを総重量で除した23区の処理原価

図表 2-18 墨田区のごみ処理コストの推移



※枠で囲まれた数値は、墨田区のごみ処理コスト総額（処分経費と収集運搬費の合計）を表しています。

6. 計画前期の取組状況

令和3年4月に策定した第四次計画では、3Rの中でも2R（リデュース・リユース）の推進を優先課題として位置付け、新たな指標として「区民1人1日あたりごみ総量」を設定しました。この指標は、区収集ごみ（燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ）に資源回収量を加えたものです。

また、国際社会の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）との整合性を図り、循環型社会の形成をめぐる社会情勢の変化に対応するため、「食品ロスの削減」や「プラスチックごみの削減」等を区の役割として施策に盛り込みました。

以下に、計画前期（令和3年度～令和7年度）の取組状況を示します。

（1）数値目標に対する現状

現行計画では、「区民1人1日あたりごみ総量」及び「区民1人1日あたり区収集ごみ量」の2つの指標について、令和7年度（計画中間年度）及び令和12年度（計画最終年度）の目標値を設定しています。

P14「区民1人1日あたりのごみ量の推移」に示しているとおり、両指標とも目標値に向けて順調に推移しており、計画最終年度である令和12年度の目標を達成しています。

このような成果がある中、指標設定後にプラスチック分別回収の開始など、ごみ処理を取り巻く状況に変化が生じたため、指標及び目標値の再設定が必要となっています。

図表 2-19 計画指標と目標値の進捗状況

指標		令和6年度 （最新実績）	令和7年度 （中間目標年度）	令和12年度 （最終目標年度）
指標1	区民1人1日あたり ごみ総量（g/人日）	594	633	606
			達成済	達成済
指標2	区民1人1日あたり 区収集ごみ量（g/人日）	461	513	490
			達成済	達成済

(2) 取組状況（主な事業を抜粋して記載） ※括弧内は事業開始年度

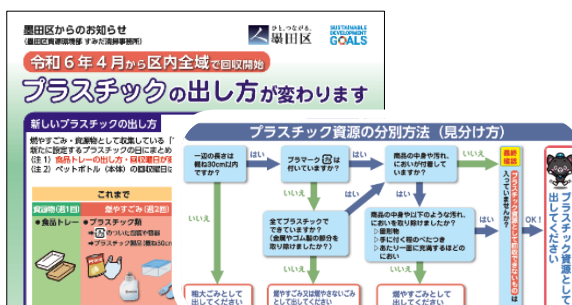
プラスチックごみ削減に寄与する取組

● プラスチック分別回収・再資源化事業【令和6年度】

※先行して、令和5年度に一部地域でモデル事業を実施



■ 回収作業の様子



■ プラスチック分別回収開始周知チラシの内容

● ペットボトルのボトル to ボトル再資源化事業【令和6年度】



■ ペットボトルリサイクルの流れ（出典：墨田区小学4年生社会科副読本「できることから始めよう！」）

● コンタクトレンズ空ケースの拠点回収【令和6年度】

食品ロスの削減に寄与する取組

- フードドライブ常設窓口の設置・拡充【令和4年度】
- 墨田区食品ロス削減推進計画の策定【令和5年度】
- サルベージクッキング等による普及啓発【令和5年度】
- フードシェアリングアプリ運営事業者との連携【令和7年度】



■ フードドライブで寄付いただいた食料品の数々



■ サルベージクッキングの様子

2R 推進・再資源化に寄与する取組

- 粗大ごみリユースプラットフォームの活用推進【令和4年度】
- 衣料品等の拠点回収事業【令和5年度】
- 小型充電式電池の拠点回収【令和6年度】
- 金属系粗大ごみの再資源化事業【令和7年度】



■ 衣料品・雑貨回収のお知らせ（令和7年5月作成）と回収ボックス



■ 小型充電式電池拠点回収開始のお知らせ（令和6年4月作成）と回収ボックス

普及啓発・収集体制の整備

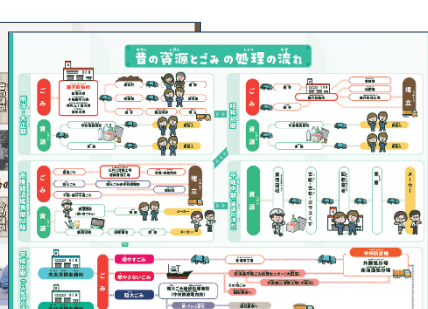
- 粗大ごみ中継所の開設・運営【令和5年度】
- 集積所看板・分別啓発冊子の一新【令和5・6年度】
- 小学4年生社会科副読本の全面改訂【令和6年度】
- 新型コロナウイルス感染症に対応した収集・運搬体制【令和2年度～】



■ 集積所看板新デザイン



■ 【改訂版】分別啓発冊子「資源とごみの分け方・出し方」



■ 墨田区小学4年生社会科副読本「できることから始めよう！」

第3章

一般廃棄物処理基本計画

1. 基本理念・基本方針

第四次計画で掲げた『廃棄物を減量し、循環型社会の実現をめざす』という基本理念と、この理念を実現するために定めた5つの基本方針については、本計画においても継承します。

一方で、社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、施策の方向性については見直しを行います。この見直しにあたっては、現在の計画を取り巻く状況を分析し、より効果的な施策（区の役割）を策定します。

これにより、基本理念と基本方針の一貫性を保ちつつ、時代の要請に応じた実効性のある取組を通じて、循環型社会の実現に向けた歩みを着実に進めていきます。

◎ 基本理念

廃棄物を減量し、循環型社会の実現をめざす

◎ 基本方針

基本方針1

発生・排出者責任の徹底

～区民・事業者の自主的な取組を基本とした3Rの推進～

基本方針2

参加・協働の促進

～区民・事業者・行政が役割を果たすために～

基本方針3

普及・啓発の拡充

～誰もが参加しやすい環境学習の展開と
誰もが分かりやすい情報の提供をめざして～

基本方針4

公平性・透明性と効率性の追求

～より確かな信頼関係の構築をめざして～

基本方針5

環境に配慮した3R推進・清掃事業の促進

～SDGsがめざす目標に向かって～

2. 施策の体系

本計画における施策の体系を示します。



施策の方向 1

区民・事業者・行政の協働による循環型社会の推進

現状と課題

循環型社会の実現に向けて、区民・事業者・行政の三者による協働の重要性が一層高まっています。三者間での情報共有や意見交換の機会を増やすことで、相互理解や協力体制の構築が更に進むと考えられます。また、先進的な取組や成功事例の共有を促進することで、好事例の横展開も期待できます。

区はこれまで、三者協働の基盤づくりに努め、区民の環境意識向上や事業者と連携した再資源化の推進など、着実な成果を上げてきました。一方で、高齢化や単身世帯の増加、新たな生活様式への対応など、社会環境の変化に伴う課題も生じています。

今後は、デジタル技術の活用や地域特性を活かした取組など、新たなアプローチを取り入れつつ、三者それぞれの強みを活かした協働体制を一層強化することで、墨田区の特性に合った持続可能な循環型社会の実現を目指していくことが求められます。

施策① 区民・事業者の役割の明確化と支援

循環型社会の実現には、区民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、強固なパートナーシップのもとで協働することが不可欠です。区は、区民と事業者の役割を明確に定義し、広く周知することで、各主体の自主的な取組を促進・支援します。同時に、行政としての責務を果たすべく、循環型社会の実現に向けた効果的な施策を積極的に展開していきます。この三者協働の取組により、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

区民の役割

- ◎ ごみを出さないライフスタイルへの転換
- ◎ 3Rの積極的な実践
- ◎ プラスチック資源の正しい分別と排出
- ◎ マイバッグ・マイボトルの日常的な使用
- ◎ 食品ロス削減（フードドライブの活用等）
- ◎ 生ごみの減量（水切りの徹底、生ごみ処理機の活用等）
- ◎ 過剰包装の回避と簡易包装の選択
- ◎ 再生品の積極的な利用
- ◎ 製品の長期使用（修理・修繕の活用）
- ◎ エコ製品・サービスの優先的選択
- ◎ 集団回収や拠点回収、イベント回収への積極的な参加
- ◎ レジャーごみ等の持ち帰りの徹底
- ◎ 分別排出ルール of 徹底

など

事業者の役割

- ◎ 循環型経済モデルの積極的な導入と推進
 - ◎ 拡大生産者責任の取組
 - ◎ 古紙類の資源化等による焼却ごみの積極的な削減
 - ◎ エコプロダクツの開発・生産・販売の拡大
 - ◎ 再生プラスチックの積極的な利用と製品への採用
 - ◎ ワンウェイプラスチック製品の削減と代替品の開発
 - ◎ 食品ロスの削減と有効利用の推進
 - ◎ 過剰包装の削減と環境配慮型包装の採用
 - ◎ 事業活動における環境管理システムの導入と充実
 - ◎ エコッチャ（事業系一般廃棄物の共同回収システム）の積極的な利用
 - ◎ 事業所内での徹底した分別排出の実施
 - ◎ 再利用対象物の適切な保管場所の設置と管理
 - ◎ 廃棄物管理責任者の育成と講習会への定期的な受講
- など

施策② 大学や事業者、地域団体と連携した資源循環施策の展開

循環型経済の理念に基づき、資源の効率的な利用と経済成長の両立を目指すには、大学や事業者の専門知識と技術力、地域団体の活動が不可欠です。区は、これらの多様な主体との連携を更に強化し、更なる資源循環施策を展開します。

特に事業者との連携は、循環型経済モデルの構築において中核を成すものです。区はこれまでも、事業者と連携してペットボトルのボトル to ボトル事業など、循環経済の推進に取り組んできました。この実績を基盤として、今後は更に発展させ、推進していきます。

主な取組

- ◎ ペットボトル等の資源循環システムの拡充
 - ◎ 再商品化認定計画制度によるプラスチック資源化の推進
 - ◎ 多様な主体と連携した資源循環施策の展開
- など

施策③ 区民主体の集団回収への積極的な支援

区民主体の集団回収は、地域の絆を強化しつつ資源の有効活用を促進する重要な取組です。区では、実施団体の登録管理、集合住宅の管理組合等に対する集団回収実施の呼びかけ、相談対応、支援物品の配布、報奨金の支給など、多角的なサポートを行っていきます。

また、事業者における事業継続の観点から、市況に応じた事業者への補助金を支給しつつ、集団回収への取組促進支援の観点から、報奨金の引上げの検討などにより安定的かつ持続可能な集団回収システムの構築を目指します。

主な取組

- ◎ 未実施団体への働きかけ及び新規団体への支援
 - ◎ 支援物品の配布による実施団体への支援
 - ◎ 資源回収業者との連携強化
- など

施策の方向 2

2 R（リデュース・リユース）による ごみ減量の促進

現状と課題

区では、食品ロス削減やプラスチック削減の取組を積極的に推進し、これらの施策はごみ総量の減量に大きく寄与してきました。しかし、更なる減量の余地は残されており、特に燃やすごみの約 35% を占めている生ごみの削減は、重要な課題となっています。

計画前期から推進してきた「2 R（発生抑制・再使用）」の取組を更に強化し、家庭や事業活動における「ごみ」そのものを減らす施策を継続的に展開していく必要があります。これまでの成果を基盤としつつ、新たな課題にも対応しながら、持続可能な循環型社会の実現に向けて、より効果的な施策の展開が求められています。

施策④ 生ごみの減量と食品ロスの削減

家庭から排出される燃やすごみの約 35% を占める生ごみの減量は、ごみ全体の削減に大きな効果をもたらします。特に、食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」の削減は重要な課題です。区では、これまでも食品ロス削減に向けた様々な取組を行ってきましたが、今後もこれらの施策を更に強化していきます。

また、令和 7 年度より開始した「家庭用生ごみ処理機やコンポストの購入費用の一部助成制度」の普及を通じて、更なる生ごみの減量を推進します。同時に、将来的な取組の可能性として、生ごみの堆肥化などによる地域資源循環についても実現性や効果を探るため、調査・研究を行っていきます。

主な取組

- ◎フードドライブ拠点の拡充
- ◎食べきり推奨店登録制度の推進
- ◎フードシェアリングアプリの活用促進
- ◎食ロス削減の普及啓発（サルベージクッキング講座等）
- ◎生ごみの水切り励行の啓発活動
- ◎家庭用生ごみ処理機等購入助成制度の普及 など

施策⑤ プラスチックごみの更なる削減

プラスチックごみによる環境への深刻な影響を踏まえ、リサイクルに先立ち、その削減を重点的に推進します。区民の日常生活や事業者の活動において、使い捨てプラスチック製品の使用見直しを促進し、環境負荷の少ない代替品への切り替えを啓発します。

また、区の施設やイベントにおいても率先してプラスチック製品の使用を控え、代替品を積極的に採用することで、環境に配慮した運営を実践します。これらの取組を通じて、区全体でプラスチックごみの削減に向けた意識向上と行動変容を目指します。

主な取組

- ◎マイバッグ・マイボトルの利用促進
- ◎環境配慮型代替製品の普及促進
- ◎区施設・イベントにおけるプラスチック使用抑制の推進
- ◎プラスチックごみ削減に向けた普及・啓発活動 など

施策⑥ 事業系ごみの削減

事業者には、廃棄物処理法に基づき、事業活動に伴って発生する廃棄物を自らの責任において適正に処理する責務があります。区では、この事業者の処理責任を明確にするとともに、ごみの減量及び適正処理に向けた助言・指導を積極的に行います。

また、本区の特徴として、職住混在地域が多いことから、少量排出事業者による事業系有料ごみ処理券を利用した集積所への排出を認めてきた経緯があります。今後は、この現状を踏まえつつ、許可業者による収集への段階的な移行も視野に入れ、事業系ごみの適正排出について、よりの確な助言・指導を行っていきます。

主な取組

- ◎中小事業者に対する排出指導・助言
- ◎再利用計画書等に基づく排出指導
- ◎集積所排出から一般廃棄物処理業者（許可業者）収集への誘導
- ◎一般廃棄物処理業者（許可業者）への指導・助言 など

施策⑦ 家庭ごみ有料化

23区は今後も人口増が見込まれ、清掃工場の焼却能力を超えるごみ量の増加、最終処分場の残余年数の減少、さらに、ごみ焼却に伴う温室効果ガスの排出による地球温暖化など、複数の課題に直面しています。

家庭ごみの有料化は、墨田区を含む23区ではいまだ実施されていませんが、国は基本方針としてその推進を示しており、全国では約6割の市町村が導入しています。有料化には、ごみの減量効果に加え、区民のごみ問題に対する意識向上や排出量に応じた公平な負担の実現といった利点があります。

一方で、区民に直接的な経済負担を求める施策であることから、実施に際しては、区が一般廃棄物処理の実施主体としてあらゆるごみ減量施策を講じて、なお、区民の協力を求める必要がある場合に、区民の十分な理解を得て進めることが不可欠となります。

また、実施にあたっては、隣接区とのごみ処理制度の違いによる越境ごみの問題や不法投棄の増加、戸別収集導入に伴う運搬経費の増加など、いくつかの課題も存在します。

これらの状況を踏まえ、本区では引き続きごみ減量や経費削減のための施策を実施していくとともに、他区との連携を図りながら、有料化の導入についても慎重に進めていきます。

施策の方向3

多様な資源循環と循環経済 (サーキュラーエコノミー) の推進

現状と課題

循環型社会の実現に向けて、2R（リデュース・リユース）を優先しつつ3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組が進められてきました。特に深刻化するプラスチックごみによる環境汚染問題に対応するため、区では令和6年度より区内全域でプラスチック分別回収を開始しました。これにより、プラスチック資源の有効活用が大きく前進し、環境負荷の軽減に大きく寄与しました。

一方で、ごみの中にはまだ資源化可能な物が多く含まれており、これらの有効活用と更なる資源循環の推進が求められています。また、事業者による自主的な資源回収の取組も注目されており、行政と事業者の連携強化を通じて、より効果的な資源循環システムの構築が期待されます。

国際的に広まりつつある循環経済（サーキュラーエコノミー）の概念では、再生資源の積極的な活用が重要視されています。2Rを基本としつつ、プラスチック分別回収や再生資源の活用を含めた包括的な資源循環の仕組みづくりを進めることで、資源を可能な限り長く使用し、廃棄物の発生を最小限に抑えながら経済的価値を最大化する持続可能な社会の実現を目指すことが求められています。

施策⑧ 3R+Renewable（再生資源の活用）の取組推進

循環型社会の実現に向けて、従来の3Rに加え、再生可能な資源の活用（Renewable）を推進します。これにより、資源の効率的な利用と環境負荷の低減を図り、持続可能な社会の構築を目指します。廃棄物の発生抑制から再生資源の活用まで、包括的なアプローチで資源循環を促進し、区民、事業者、行政が一体となって取組を進めていきます。

主な取組

- ◎プラスチック資源循環の更なる推進
 - ・ ペットボトル等の資源循環システムの拡充
 - ・ 再商品化認定計画制度に基づく効率的な資源化体制の構築
- ◎食品ロス削減の取組推進
 - ・ フードドライブ拠点の拡充等
- ◎事業者と連携した再生資源活用施策の展開・拡充
 - ・ 衣類、雑貨等の拠点回収の拡充

など

施策⑨ ごみに含まれる資源化可能物の資源化の検討

ごみの中にまだ多く含まれている資源化可能な物の有効活用を図り、更なる資源循環の推進を目指します。実施に当たっては、資源化にかかるコストを十分に考慮し、経済性と環境保全のバランスを取りながら、効率的かつ持続可能な資源化の仕組みづくりを進めます。

主な取組

- ◎金属系粗大ごみの再資源化事業の推進
- ◎古紙類の資源化促進
- ◎資源化品目の拡充検討
- ◎既存の資源化事業の周知・広報強化

など

施策⑩ 事業者による自主的な資源回収の促進

事業者による自主的な資源回収を促進するため、事業者との協働体制を構築し、自主回収システムの導入・拡充を支援します。同時に、消費者への周知と参加促進を図り、事業者の積極的な参画を促します。これらの取組により、2Rを基本としつつ、プラスチックを含む多様な資源の有効活用を図り、循環経済の実現に貢献します。

主な取組

- ◎事業者の自主回収システムの構築に関する支援
- ◎消費者向け啓発活動の実施と参加促進
- ◎事業者と協働した普及啓発

など

施策の方向 4

地域全体の行動変容を促す 普及啓発・情報発信の強化

現状と課題

区では、ごみの減量と資源循環の促進を目指し、様々な普及啓発活動と情報発信を行っています。区の公式ウェブサイトや区のお知らせを通じた情報提供、ごみ分別案内チャットボットによる分別方法の周知、出前講座の実施など、多様な手段を活用して区民への周知を図っており、これらの取組により、区民の環境意識は徐々に高まりつつあります。

今後は、更なるごみ減量と資源循環の推進に向けて、より効果的な普及啓発と情報発信の強化が求められています。特に、若年層や外国人居住者を含む幅広い層への情報到達を目指し、新たな広報手段の導入を考える必要があります。また、区民との双方向コミュニケーションを充実させ、地域全体の行動変容を促進することが重要です。

地域コミュニティや事業者との協力関係を強化し、より効果的な普及啓発活動を展開することで、区民一人ひとりが廃棄物問題に対する意識を高め、自ら進んで行動する環境にやさしい地域づくりを目指します。

施策⑪ リサイクル過程の「見える化」の促進

区民の環境意識向上と行動変容を促すため、リサイクル過程の「見える化」を推進します。資源がどのように再生利用されるのか、その過程を分かりやすく可視化することで、区民のリサイクルへの理解と参加意欲を高めます。また、リサイクルの効果や環境負荷低減への貢献を具体的に示すことで、適正な分別排出の重要性を実感できるようにします。

さらに、地域コミュニティや事業者と連携し、リサイクルの施設見学会などで直接体験できる機会を提供し、これらの取組を通じて、区民一人ひとりが資源循環の重要性を理解し、積極的にリサイクルに参加する地域社会の実現を目指します。

主な取組

- ◎リサイクルセンターでの環境施策や資源循環の取組等の展示
- ◎多様な媒体を活用したリサイクル過程の周知
- ◎小学4年生社会科副読本の学校配布
- ◎リサイクル施設の見学会の実施

など

施策⑫ デジタル技術を活用したより効果的な情報発信

区民の多様なニーズに対応し、より広範な層に情報を届けるため、デジタル技術を積極的に活用した情報発信を強化します。SNS等を活用することで、若年層や外国人居住者を含む幅広い層への情報到達を実現するとともに、最新のAI技術を活用し、より高度で柔軟な情報提供を目指します。

これらのデジタル技術を活用した取組により、区民の環境意識向上と行動変容を効果的に促進していきます。

主な取組

- ◎AIを活用した次世代ごみ分別案内システムの導入
 - ◎環境学習ツールにおける普及啓発
 - ◎多様なデジタル媒体を活用した戦略的な情報発信
- など

施策⑬ 環境学習による人材育成の推進

循環型社会を担っていく人材を育成するためには、区民への情報提供だけでなく、区民参加型の環境学習が重要となります。区では、次世代を担う子どもたちがごみの減量や3Rに対する意識を高め、環境にやさしい生活習慣を身につけられるよう、環境啓発車両「わかるくん」などを活用しながら、区内の小学生を対象に環境学習を行ってきました。

また、町会・自治会単位で組織されるリサイクル清掃地域推進委員と協働し、施設見学会や年末パトロールを実施することで、地域のリサイクル・清掃問題について取り組んできました。

今後も、小学生をはじめ、幅広い年齢層を対象に環境学習を充実させ、ごみや資源の問題に対して自ら考える機会を提供することで、循環型社会の形成を担う人材育成を推進します。

主な取組

- ◎小学生を対象とした環境学習事業の出前講座の充実
 - ◎リサイクルセンターを活用した環境学習機会の創出
 - ◎リサイクル清掃地域推進委員との連携強化及び環境学習等における協力体制の確立
 - ◎環境啓発車両「わかるくん」の広報強化
 - ◎環境学習の充実による家庭教育支援
 - ◎廃棄物の減量を通じたSDGsの普及促進
- など

施策の方向 5

廃棄物の適正処理の推進

現状と課題

区民や事業者の協力により、分別排出や資源化の取組が進んでいますが、更なる適正排出の促進が求められています。一方で、廃棄物処理にかかるコストの削減と環境負荷の低減が課題となっており、効率的な処理システムの構築が必要です。また、高齢化社会の進展や単身世帯の増加に対応した収集体制の検討も急務となっています。

災害時の廃棄物処理に関しては、墨田区災害廃棄物処理計画を策定し対策を講じていますが、更なる体制強化と区民への周知が求められています。加えて、令和 11 年度から令和 14 年度にかけて墨田清掃工場のリニューアル工事が予定されており、工事期間中の安定的な廃棄物処理体制の確立が重要な課題です。

これらの現状と課題に対応するため、区では効果的・効率的な廃棄物処理の推進や適正な分別排出の促進など、様々な施策を展開していきます。新たな環境規制や技術革新にも柔軟に対応しながら、持続可能で環境負荷の少ない廃棄物処理システムの構築を目指し、区民・事業者・行政が一体となって取り組んでいく必要があります。

施策⑭ 効果的・効率的な廃棄物処理の推進

高齢化や単身世帯の増加に伴い、きめ細かな収集サービスの需要が高まっています。この需要に応えつつ、同時に効率的な運営を実現するため、様々な改善策を進めます。地域の開発計画やごみ・資源の減量状況に応じて、定期的に収集ルートや収集清掃車両の見直しを行い、区民満足度と費用対効果のバランスがとれた収集・運搬体制を構築します。

また、令和 7 年度から開始した粗大ごみ手数料のオンライン決済をはじめとした、区民の利便性向上と事務処理の効率化を推進するとともに、これらの施策を通じて、きめ細かさや効率性を両立した持続可能な廃棄物処理体制の確立を目指します。

主な取組

- ◎ふれあい収集事業の推進・拡充
- ◎粗大ごみ運び出し事業の推進・拡充
- ◎効率的なごみ収集・運搬体制の検討・再構築
- ◎粗大ごみ手数料のオンライン決済利用促進

など

施策⑮ 適正な分別・排出の促進

区民・事業者に対し、ごみの排出ルールへの遵守と分別の徹底を継続的に啓発・指導します。特に、新たな資源化品目の周知や、高齢者・外国人居住者向けの分かりやすい情報提供に力を入れます。また、リチウム電池等の小型充電式電池の適正排出を重点的に推進し、発火事故防止と資源の有効活用を図ります。

一方、資源の持ち去りやごみの不法投棄に対しては、地域住民と連携しながら効果的なパトロールを実施し、不適切な排出の早期発見と迅速な対応を目指します。これらの取組により、ごみの減量化と資源化を促進するとともに、収集・運搬作業の安全性と効率性を高め、清潔で住みよい街づくりに貢献します。

主な取組

- ◎小型充電式電池の適正処理対策の推進
 - ◎事業者や地域と連携したパトロールの実施
 - ◎適正排出・不法行為抑制に関する情報提供の充実・拡充
 - ◎在宅医療で用いた医療廃棄物の適正排出の徹底
 - ◎有害性や危険性のある廃棄物（水銀混入ごみなど）の正しい排出方法の周知徹底
- など

施策⑯ 災害時における廃棄物処理対策

大規模自然災害時には、膨大な量の災害廃棄物と併せて、日常生活から発生する家庭廃棄物、事業系一般廃棄物も円滑に処理できる体制を平素から構築することが重要です。区では「墨田区災害廃棄物処理計画」を策定していますが、この計画の実効性を高めるため、職員への継続的な教育・訓練の実施、関係機関との連携強化、災害発生時の区民への迅速な情報提供体制の整備などを行い、災害時においても効果的な廃棄物処理体制を確立することが重要です。

主な取組

- ◎災害を想定した廃棄物処理の職員への継続的な訓練の実施
 - ◎災害時における廃棄物処理の区民への平常時からの周知
 - ◎自然災害が想定される場合における収集作業等の体制整備
- など

施策⑰ 墨田清掃工場リニューアル工事期間における廃棄物処理体制の確立

墨田清掃工場は、令和11年度から令和14年度にかけてリニューアル工事が予定されています。この期間中、区内で発生する燃やすごみを他の清掃工場に搬入する必要があります。そのため、区では東京二十三区清掃一部事務組合と緊密に連携し、安定的な廃棄物処理体制の構築に取り組みます。また、区民や事業者に対して、ごみの減量やリサイクルの推進をより一層呼びかけ、廃棄物の発生抑制に努めます。さらに、工事期間中の収集・運搬体制の効率化を図り、環境負荷の低減と円滑な廃棄物処理の両立を目指します。

3. 計画指標と目標値

P24「計画前期の取組状況」で記載したとおり、計画前期の指標については、計画最終年度である令和12年度の目標値を既に達成しています。この成果を踏まえつつ、指標設定後にプラスチック分別回収の開始など、ごみ処理を取り巻く状況に大きな変化が生じたことを考慮する必要があります。

これらの変化に対応し、更なるごみ減量を実現するため、新たな指標の設定と既存の目標値の再設定を行います。

(1) 計画指標

指標1 区民1人1日あたりごみ総量（g/人・日）

2Rの進捗を評価する指標として引き続き採用します。この指標は、区収集ごみ量と資源回収量の総量を、区民1人1日あたりの量に換算したもので、2Rの取組の結果を受けて減少します。本計画では、3Rの中でも優先度の高い2Rを重視し、資源リサイクルに先立ち「不要物の発生そのものを減らす」観点から、資源に分別される前のごみ（資源物）を含む『ごみ総量』の減量が反映される本指標を設定します。

$$\text{区民1人1日あたりごみ総量} = \frac{\text{区収集ごみ量} + \text{資源回収量}}{\text{人口} \times \text{年間日数}}$$

指標2 区民1人1日あたり区収集ごみ量（g/人・日）

3Rの進捗を評価する指標として引き続き採用します。この指標は、区収集ごみ量を、区民1人1日あたりの量に換算したもので、2Rや事業者及び区のリサイクル推進の結果に応じて減少します。リサイクルを含めた3Rの進捗を評価するとともに、収集車両台数など、長期的なごみの収集・運搬体制を構築する上での指標として設定します。

$$\text{区民1人1日あたり区収集ごみ量} = \frac{\text{区収集ごみ量}}{\text{人口} \times \text{年間日数}}$$

指標3 プラスチック分別協力率（%）

新規

プラスチックの分別実施状況を測る指標として、新たに設定します。この指標は、資源化対象プラスチックがごみではなく、資源として適切に排出される比率を示すものであり、区民の分別協力が進むほど数値が向上し、区内におけるプラスチック資源循環の進捗を客観的に測定することができます。本指標を通じて、プラスチック分別回収・再資源化事業を評価し、より効果的なプラスチック資源循環の取組につなげていきます。

$$\text{プラスチック分別協力率} = \frac{\text{資源として分別されたプラスチックの量}}{\text{資源化可能なプラスチックの排出量}}$$

(2) 計画後期の数値目標

本計画における数値目標を以下に示します。目標値の設定に当たっては、関連法令や国・東京都の動向を踏まえ、現状の施策のまま推移した場合の予測値を基に、更なる減量施策を実施した場合の値を目標値としました。

目標 1	◎ 区民 1 人 1 日あたりごみ総量		
	<u>約 1 2 6 g 減量 (平成 30 年度比)</u> ※前期計画目標 約 70 g 減量		
	基準年度 (平成 30 年度)	最新実績 (令和 6 年度)	最終目標年度 (令和 12 年度)
	6 7 7 g/人日	→ 5 9 4 g/人日	→ 5 5 1 g/人日
目標 2	◎ 区民 1 人 1 日あたり区収集ごみ量		
	<u>約 1 3 0 g 減量 (平成 30 年度比)</u> ※前期計画目標 約 60 g 減量		
	基準年度 (平成 30 年度)	最新実績 (令和 6 年度)	最終目標年度 (令和 12 年度)
	5 4 8 g/人日	→ 4 6 1 g/人日	→ 4 1 8 g/人日
目標 3	◎ プラスチック分別協力率		
	<u>約 4. 4 ポイント増加 (令和 6 年度比)</u>		
	最新実績 (令和 6 年度※)	最終目標年度 (令和 12 年度)	
	2 2. 6 %	→ 2 7. 0 %	
	※ 令和 7 年度組成分析調査に基づく		

■目標値の設定根拠

国の第五次循環型社会形成推進基本計画では、「多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現に関する指標」として、「1 人 1 日あたりごみ焼却量」が新たな指標として追加されました。この指標では、2030 (令和 12) 年度の目標を約 580g/人日としています。

本区の焼却対象ごみを「燃やすごみ」及び「許可収集・持込ごみ」と定義すると、上記の目標 1 及び 2 を達成した場合、本区の「1 人 1 日あたりごみ焼却量」は 579g/人日 (「燃やすごみ」384g/人日、「許可収集・持込ごみ」195g/人日) となり、第五次循環型社会形成推進基本計画の目標値を満たすことになります。

《参考：1 人 1 日あたりごみ焼却量の推移 (墨田区)》

◎平成 30 年度 (基準年度)

749 g/人日 (「燃やすごみ」511 g/人日、「許可収集・持込ごみ」238 g/人日)

◎令和 6 年度 (最新実績)

616 g/人日 (「燃やすごみ」426 g/人日、「許可収集・持込ごみ」190 g/人日)

※ 年度別の予測・目標値の詳細は資料編 (P44) をご参照ください。

(3) 資源・ごみ排出量の予測

P40の目標値を達成した場合の資源・ごみ排出量（目標値）を示します。

図表 3-1 資源・ごみ排出量の予測（目標値）

（単位：t）

年度			基準年	直近実績	最終目標年度
			平成30年度	令和6年度	令和12年度
種別			実績値		目標値
人 口 (実績値は4月1日現在の人口)			269,815人	285,784人	301,565人
ごみ	燃やすごみ	ア	50,303	44,427	42,265
	燃やさないごみ	イ	1,608	1,253	1,050
	粗大ごみ	ウ	2,098	2,374	2,659
	区収集ごみ	エ (ア+イ+ウ)	54,009	48,054	45,975
	許可収集・持込ごみ	オ	23,488	19,768	21,464
	合 計	カ (エ+オ)	77,498	67,822	67,439
資源	資源（行政回収）	キ	7,398	10,645	11,917
	（内、プラスチック資源）		(29)	(2,040)	(2,511)
	資源（集団回収）	ク	5,274	3,241	2,791
	合 計	ケ (キ+ク)	12,672	13,886	14,708
ごみ総量			66,681	61,940	60,683
年間総排出量			90,170	81,708	82,147
【指標1】 区民1人1日あたり ごみ総量			677 g/人・日	594 g/人・日	551 g/人・日
【指標2】 区民1人1日あたり 区収集ごみ量			548 g/人・日	461 g/人・日	418 g/人・日
【指標3】 プラスチック分別協力率				22.6%	27.0%

※ 年度別の予測・目標値の詳細は資料編（P44）をご参照ください。

4. 生活排水（し尿等）処理基本計画

（1）現状

区内の下水道率は、既に 100%に達しており、し尿を含む生活排水は東京都下水道局による下水処理（公共下水道）で処理されています。この公共下水道の普及に伴い、し尿汲み取り戸数は減少しており、やむを得ない事由で水洗化できない家庭のみ収集を行っています。なお、収集は葛飾区に委託しています。

し尿の処理方法は、かつては海洋投入を行っていましたが、海洋汚染等の問題に対応するため、平成 11 年度から方法を変更しました。現在は、東京二十三区清掃一部事務組合の品川清掃作業所に収集したし尿を運搬しています。そこで一定の処理を加え固形分を取り除いた後、下水道法に基づく水質基準を満たすよう希釈し、下水道に放流しています。

また、事業活動に伴って排出される「し尿混じりのビルピット汚泥」及び「仮設トイレのし尿」については、一般廃棄物処理業者により処理が行われています。

（2）処理基本計画

本計画期間内において、し尿を含む生活排水処理については公共下水道にて処理を行い、事業活動に伴って排出される「し尿混じりのビルピット汚泥」及び「仮設トイレのし尿」については、引き続き一般廃棄物処理業者により処理を行っていきます。

ア 収集・運搬及び処分計画

一般家庭の汲み取りし尿の収集は、原則、区で行うことになっていますが、収集効率等の観点から、今後も収集は葛飾区（葛飾区清掃事務所）に委託していきます。収集後のし尿は、東京二十三区清掃一部事務組合により処理され、下水道放流処分を行います。

イ 事業者処理責任の継続

事業活動に伴って排出される「し尿混じりのビルピット汚泥」及び「仮設トイレのし尿」については、今後も事業者の自己処理責任の徹底を図っていきます。

資料編

年度別の資源・ごみ量の予測値・目標値

1 基本的事項

区のごみ排出実績データは、東京二十三区清掃一部事務組合の施設搬入量に基づいて管理されています。このデータは、家庭ごみである「区収集ごみ」と事業系ごみである「許可収集・持込ごみ」の2種類に分類されています。

また、資源については行政回収と集団回収に分けられます。

2 実績値

実績値を以下に示します。

図表 資-1 実績値（排出量）データ

年 度		2018 H30	2019 R元	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
年間日数（日）		365	366	365	365	365	366	365
種 別		実績値						
人 口（人）		269,815	272,861	275,529	276,099	276,800	282,085	285,784
ごみ	燃やすごみ	50,303	50,614	51,227	49,975	49,091	47,716	44,427
	燃やさないごみ	1,608	1,603	1,643	1,401	1,278	1,272	1,253
	粗大ごみ	2,098	2,154	2,552	2,578	2,567	2,399	2,374
	区収集ごみ	54,009	54,371	55,423	53,954	52,936	51,387	48,054
	許可収集・持込ごみ	23,488	22,618	17,998	17,934	19,275	19,533	19,768
合 計		77,498	76,989	73,421	71,888	72,211	70,921	67,822
資源	資源（行政回収）	7,398	7,738	8,958	9,280	8,911	8,789	10,645
	内、プラスチック資源	29	30	36	36	34	204	2,040
	資源（集団回収）	5,274	4,912	4,333	4,085	3,821	3,581	3,241
	合 計	12,672	12,650	13,291	13,364	12,731	12,369	13,886
ごみ総量		66,681	67,021	68,714	67,318	65,668	63,757	61,940
年間総排出量		90,170	89,639	86,712	85,252	84,943	83,290	81,708
資源化率		19.0%	18.9%	19.3%	19.9%	19.4%	19.4%	22.4%

※人口について、実績値は各年度4月1日現在

図表 資-2 実績値（排出原単位）データ

年 度		2018 H30	2019 R元	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
年間日数（日）		365	366	365	365	365	366	365
種 別		実績値						
ごみ	燃やすごみ	511	507	509	496	486	462	426
	燃やさないごみ	16	16	16	14	13	12	12
	粗大ごみ	21	22	25	26	25	23	23
	区収集ごみ	548	544	551	535	524	498	461
	許可収集・持込ごみ	238	226	179	178	191	189	190
合 計		787	771	730	713	715	687	650
資源	資源（行政回収）	75	77	89	92	88	85	102
	内、プラスチック資源	0	0	0	0	0	2	20
	資源（集団回収）	54	49	43	41	38	35	31
	合 計	129	127	132	133	126	120	133
ごみ総量		677	671	683	668	650	618	594

※人口について、実績値は各年度4月1日現在

3 予測値

過去の実績値を基に、統計的手法（トレンド予測）により予測した排出量データを以下に示します。

図表 資-3 予測値（排出量）データ

		t/年											
年 度		2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17
年間日数（日）		365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366
種 別		実績値	推計値										
人 口（人）		285,784	287,766	290,526	293,286	296,045	298,805	301,565	302,757	303,949	305,141	306,333	307,526
ごみ	燃やすごみ	44,427	43,137	43,198	43,393	43,364	43,465	43,576	43,591	43,380	43,298	43,224	43,277
	燃やさないごみ	1,253	1,110	1,097	1,087	1,072	1,060	1,050	1,037	1,020	1,005	991	980
	粗大ごみ	2,374	2,528	2,555	2,588	2,607	2,634	2,659	2,678	2,684	2,695	2,707	2,726
	区収集ごみ	48,054	46,775	46,849	47,069	47,043	47,159	47,286	47,307	47,084	46,998	46,922	46,984
	許可収集・持込ごみ	19,768	21,055	21,155	21,245	21,325	21,398	21,464	21,525	21,580	21,631	21,679	21,722
合 計		67,822	67,830	68,004	68,313	68,369	68,557	68,750	68,832	68,664	68,629	68,600	68,706
資源	資源（行政回収）	10,645	10,420	10,481	10,574	10,613	10,684	10,756	10,804	10,795	10,817	10,840	10,894
	内、プラスチック資源	2,040	2,055	2,074	2,100	2,114	2,133	2,153	2,167	2,170	2,179	2,187	2,202
	資源（集団回収）	3,241	3,044	2,988	2,943	2,885	2,837	2,791	2,741	2,678	2,625	2,574	2,531
合 計		13,886	13,463	13,470	13,518	13,498	13,521	13,548	13,545	13,473	13,442	13,414	13,426
ごみ総量		61,940	60,239	60,319	60,586	60,542	60,680	60,833	60,852	60,556	60,440	60,336	60,409
年間総排出量		81,708	81,293	81,474	81,831	81,867	82,078	82,298	82,377	82,137	82,071	82,014	82,131
資源化率		22.4%	22.4%	22.3%	22.3%	22.3%	22.3%	22.3%	22.3%	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%

※人口について、実績値は令和6年4月1日現在、推計値は「墨田区人口ビジョン（令和7年3月）」による。

図表 資-4 予測値（排出原単位）データ

		g/人日											
年 度		2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17
年間日数（日）		365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366
種 別		実績値	推計値										
ごみ	燃やすごみ	426	411	407	404	401	399	396	393	391	389	387	385
	燃やさないごみ	12	11	10	10	10	10	10	9	9	9	9	9
	粗大ごみ	23	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
	区収集ごみ	461	445	442	438	435	432	430	427	424	422	420	417
	許可収集・持込ごみ	190	200	199	198	197	196	195	194	195	194	194	193
合 計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資源	資源（行政回収）	102	99	99	99	98	98	98	98	97	97	97	97
	内、プラスチック資源	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	資源（集団回収）	31	29	28	27	27	26	25	25	24	24	23	22
合 計		133	128	127	126	125	124	123	122	121	121	120	119
ごみ総量		594	574	569	564	560	556	553	549	546	543	540	537

※人口について、実績値は令和6年4月1日現在、推計値は「墨田区人口ビジョン（令和7年3月）」による。

4 目標値

本計画における数値目標を達成した場合の排出量データを以下に示します。

図表 資-5 目標値（排出量）データ

年 度		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
年間日数（日）		365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366
種 別		実績値	推計値										
人 口（人）		285,784	287,766	290,526	293,286	296,045	298,805	301,565	302,757	303,949	305,141	306,333	307,526
ごみ	燃やすごみ	44,427	43,129	42,946	42,887	42,599	42,431	42,265	42,000	41,512	41,145	40,782	40,534
	燃やさないごみ	1,253	1,110	1,097	1,087	1,072	1,060	1,050	1,037	1,020	1,005	991	980
	粗大ごみ	2,374	2,528	2,555	2,588	2,607	2,634	2,659	2,678	2,684	2,695	2,707	2,726
	区収集ごみ	48,054	46,767	46,597	46,563	46,278	46,125	45,975	45,715	45,216	44,844	44,479	44,240
	許可収集・持込ごみ	19,768	21,055	21,155	21,245	21,325	21,398	21,464	21,525	21,580	21,631	21,679	21,722
	合 計	67,822	67,822	67,752	67,807	67,603	67,523	67,439	67,240	66,796	66,476	66,158	65,962
資源	資源（行政回収）	10,645	10,828	11,041	11,288	11,475	11,695	11,917	12,111	12,241	12,404	12,568	12,768
	内、プラスチック資源	2,040	2,111	2,189	2,274	2,348	2,429	2,511	2,588	2,651	2,722	2,793	2,873
	（プラスチック資源分別排出率）	(22.6%)	(23%)	(24%)	(25%)	(25%)	(26%)	(27%)	(28%)	(28%)	(29%)	(30%)	(30%)
	資源（集団回収）	3,241	3,044	2,988	2,943	2,885	2,837	2,791	2,741	2,678	2,625	2,574	2,531
合 計		13,886	13,871	14,030	14,231	14,360	14,531	14,708	14,853	14,919	15,029	15,142	15,300
ごみ総量		61,940	60,638	60,627	60,794	60,638	60,657	60,683	60,568	60,135	59,874	59,622	59,540
年間総排出量		81,708	81,693	81,782	82,039	81,963	82,055	82,147	82,093	81,715	81,505	81,300	81,262
資源化率		22.4%	22.9%	23.1%	23.4%	23.7%	24.0%	24.2%	24.5%	24.8%	25.1%	25.4%	25.7%

※人口について、実績値は令和6年4月1日現在、推計値は「墨田区人口ビジョン（令和7年3月）」による。

図表 資-6 目標値（排出原単位）データ

年 度		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
年間日数（日）		365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366
種 別		実績値	推計値										
ごみ	燃やすごみ	426	411	405	400	394	389	384	379	374	369	365	360
	燃やさないごみ	12	11	10	10	10	10	10	9	9	9	9	9
	粗大ごみ	23	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
	区収集ごみ	461	445	439	434	428	423	418	413	408	403	398	393
	許可収集・持込ごみ	190	200	199	198	197	196	195	194	195	194	194	193
	合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資源	資源（行政回収）	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113
	内、プラスチック資源	20	20	21	21	22	22	23	23	24	24	25	26
	資源（集団回収）	31	29	28	27	27	26	25	25	24	24	23	22
	合 計	133	132	132	133	133	133	134	134	134	135	135	136
ごみ総量		594	577	572	566	561	556	551	547	542	538	533	529

※人口について、実績値は令和6年4月1日現在、推計値は「墨田区人口ビジョン（令和7年3月）」による。



ひと、つながる。
墨田区

第四次墨田区一般廃棄物処理基本計画 中間改定

2026（令和8）年度～2030（令和12）年度

令和8年3月 墨田区

発行 墨田区資源環境部 環境政策課

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

TEL：03-5608-6209

E-mail：KANKYOUSEISAKU@city.sumida.lg.jp

【表紙イラストについて】

表紙に掲載しているイラストは、墨田区の景観をイメージ化したものであり、実際の建物配置や将来の開発計画を表すものではありません。

（掲載キャラクター：墨田区ごみ減量・3R推進キャラクター「すみにゃーる」）



ひと、つながる。
墨田区